

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

頁	現行	改正 (案)	変更の必要性等
1-2	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画の効果的推進</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。</p> <p>防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（道民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、道民等並びに道、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。更には、災害発生時は自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画の効果的推進</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。</p> <p>防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（道民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、<u>防災対策の主体</u>の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。更には、災害発生時は自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、<u>「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導ソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、恵庭の「まち」全体としての防災意識の向上を図らなければならない。</u></p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入</p>	<p>条例の表現と統一（北海道）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p> <p>北海道胆振東部地震の検証に基づく修正（恵庭市）</p>

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

<p>1-2</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>1-6</p> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>1-6</p> <p>1-7</p>	<p>れた防災体制の確立を図る必要がある。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="261 947 1371 1108"> <tr> <td>札幌管区気象台</td> <td>(略) (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達および開設を行う。(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="261 1394 1371 1591"> <tr> <td>北海道電力(株)千歳支社</td> <td>(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="261 1654 1371 1852"> <tr> <td>日本赤十字社北海道支部(恵庭市地区)</td> <td>(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 (2) 災害時におけるボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。</td> </tr> </table>	札幌管区気象台	(略) (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達および開設を行う。(略)	北海道電力(株)千歳支社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。	日本赤十字社北海道支部(恵庭市地区)	(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 (2) 災害時におけるボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。	<p>れた防災体制の確立を図る必要がある。</p> <p><u>令和2年度における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1406 947 2516 1108"> <tr> <td>札幌管区気象台</td> <td>(略) (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達および<u>解説</u>を行う。(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1406 1381 2516 1579"> <tr> <td><u>北海道電力ネットワーク(株)千歳ネットワークセンター</u></td> <td>(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1406 1633 2516 1843"> <tr> <td>日本赤十字社北海道支部(恵庭市地区)</td> <td>(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく<u>避難所の設置</u>、医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 (2) 災害時におけるボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。</td> </tr> </table>	札幌管区気象台	(略) (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達および <u>解説</u> を行う。(略)	<u>北海道電力ネットワーク(株)千歳ネットワークセンター</u>	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。	日本赤十字社北海道支部(恵庭市地区)	(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく <u>避難所の設置</u> 、医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 (2) 災害時におけるボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。	<p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p> <p>幹事会意見による修正(札幌管区気象台)</p> <p>幹事会意見による修正(北海道電力ネットワーク(株))</p> <p>「R1.8.30 委託協定書」策定に基づく修正(日本赤十</p>
札幌管区気象台	(略) (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達および開設を行う。(略)														
北海道電力(株)千歳支社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。														
日本赤十字社北海道支部(恵庭市地区)	(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 (2) 災害時におけるボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。														
札幌管区気象台	(略) (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達および <u>解説</u> を行う。(略)														
<u>北海道電力ネットワーク(株)千歳ネットワークセンター</u>	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。														
日本赤十字社北海道支部(恵庭市地区)	(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく <u>避難所の設置</u> 、医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 (2) 災害時におけるボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。														

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

<p>1-9</p>	<p>(略)</p> <p>第7節 市民及び事業所の基本的責務</p> <p>(略)</p> <p>1 市民の責務</p> <p>恵庭市における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、災害時には自主的な防災活動に努める。</p> <p>また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。</p> <p>(1) 平常時の備え</p> <p>ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認</p> <p>イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、非常持出用品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備</p> <p>(略)</p> <p>第2章 恵庭市の他勢と災害の概要</p> <p>第1節 自然条件</p> <p>(略)</p> <p>3 気象</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第7節 市民及び事業所の基本的責務</p> <p>(略)</p> <p>1 市民の責務</p> <p>恵庭市における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、災害時には自主的な防災活動に努める。</p> <p>また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。</p> <p>(1) 平常時の備え</p> <p>ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認</p> <p>イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、非常持出用品（救急箱、<u>マスク・消毒液</u>、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 恵庭市の他勢と災害の概要</p> <p>第1節 自然条件</p> <p>(略)</p> <p>3 気象</p> <p>(略)</p>	<p>字社)</p> <p>幹事会意見による修正（<u>北海道電力ネットワーク(株)</u>）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（<u>北海道</u>）</p>
------------	--	--	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

2-1	<p>なお、昭和54年から平成28年までの気温、降水量、積雪、平均風速についての表に示す。</p>	<p>なお、昭和54年から令和2年までの気温、降水量、積雪、平均風速についての表に示す。</p>	<p>幹事会意見による</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (S)</th> <th rowspan="2">降水量 mm</th> <th rowspan="2">最深積雪 cm</th> <th rowspan="2">平均風速 m/s</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (S)			降水量 mm	最深積雪 cm	平均風速 m/s	平均	最高	最低	(略)							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (S)</th> <th rowspan="2">降水量 mm</th> <th rowspan="2">最深積雪 cm</th> <th rowspan="2">平均風速 m/s</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (S)			降水量 mm	最深積雪 cm	平均風速 m/s	平均	最高	最低	(略)							<p>修正 (札幌管区気 象台)</p>								
年	気 温 (S)			降水量 mm	最深積雪 cm				平均風速 m/s																																				
	平均	最高	最低																																										
(略)																																													
年	気 温 (S)			降水量 mm	最深積雪 cm	平均風速 m/s																																							
	平均	最高	最低																																										
(略)																																													
2-2	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>7.2</td> <td>30.3</td> <td>-20.4</td> <td>1,190.0</td> <td>64</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>6.9</td> <td>32.6</td> <td>-22.0</td> <td>1,086.5</td> <td>72</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>7.3</td> <td>30.6</td> <td>-23.4</td> <td>1,241.5</td> <td>80</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table>	28	7.2	30.3	-20.4	1,190.0	64	2.2	29	6.9	32.6	-22.0	1,086.5	72	2.3	30	7.3	30.6	-23.4	1,241.5	80	2.3	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>7.3</td> <td>30.6</td> <td>-23.4</td> <td>1,241.5</td> <td>80</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>7.6</td> <td>33.1</td> <td>-23.8</td> <td>871.0</td> <td>68</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>令和2</td> <td>7.9</td> <td>32.3</td> <td>-19.8</td> <td>909.5</td> <td>70</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table>	30	7.3	30.6	-23.4	1,241.5	80	2.3	令和元	7.6	33.1	-23.8	871.0	68	2.4	令和2	7.9	32.3	-19.8	909.5	70	2.3	<p>幹事会意見による</p>
28	7.2	30.3	-20.4	1,190.0	64	2.2																																							
29	6.9	32.6	-22.0	1,086.5	72	2.3																																							
30	7.3	30.6	-23.4	1,241.5	80	2.3																																							
30	7.3	30.6	-23.4	1,241.5	80	2.3																																							
令和元	7.6	33.1	-23.8	871.0	68	2.4																																							
令和2	7.9	32.3	-19.8	909.5	70	2.3																																							
	<p>注：『 』付きの値は一定以上の割合の欠測を含む。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 防災体制</p> <p>(略)</p> <p>第1節 恵庭市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>1 防災会議の組織</p>	<p>注：『 』付きの値は一定以上の割合の欠測を含む。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 防災体制</p> <p>(略)</p> <p>第1章 恵庭市防災会議</p> <p>(略)</p> <p>1 防災会議の組織</p>	<p>修正 (札幌管区気 象台)</p>																																										

# 恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

<p>3-2</p>	<p>防災会議の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会長 (市長)             <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地方 行政機関                 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所長</li> <li>北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所漁川ダム管理支所長</li> <li>北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所長</li> <li>北海道森林管理局石狩森林管理署長</li> <li>北海道農政事務所企画調整室長</li> <li>北海道総合通信局防災対策推進室長</li> <li>札幌管区気象台気象防災部次長</li> </ul> </li> <li>自衛隊                 <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊北部方面隊第7師団第72戦車連隊長</li> </ul> </li> <li>北海道                 <ul style="list-style-type: none"> <li>石狩振興局地域創生部地域政策課主幹</li> <li>石狩振興局保健環境部千歳地域保健室長</li> <li>空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所長</li> </ul> </li> <li>警察                 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道警察本部札幌方面千歳警察署長</li> </ul> </li> <li>恵庭市                 <ul style="list-style-type: none"> <li>副市長</li> <li>教育長</li> <li>消防長</li> <li>消防団長</li> </ul> </li> <li>指定公共機関                 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道旅客鉄道(株)島松駅長</li> <li>東日本電信電話(株)北海道事業部災害対策室長</li> <li>日本郵便(株)恵庭郵便局長</li> <li>北海道電力(株)千歳支社長</li> <li>恵庭市赤十字奉仕団委員長</li> </ul> </li> <li>指定地方 公共機関                 <ul style="list-style-type: none"> <li>恵庭土地改良区理事長</li> <li>恵庭市医師会会長</li> <li>千歳歯科医師会(恵庭市歯科医師会会長)</li> <li>恵庭市社会福祉協議会会長</li> </ul> </li> <li>その他 団体                 <ul style="list-style-type: none"> <li>石狩東部広域水道企業団事務局長</li> <li>道央農業協同組合恵庭・北広島営農センター長</li> <li>恵庭市建設業協会会長</li> <li>恵庭商工会議所会頭</li> <li>株式会社あいコミ(地域FM放送 e-niwa)</li> </ul> </li> <li>自主防災組織等                 <ul style="list-style-type: none"> <li>恵庭市町内会連合会会長</li> <li>女性ネットワークえにわ代表</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>防災会議の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会長 (市長)             <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地方 行政機関                 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所長</li> <li>北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所漁川ダム管理支所長</li> <li>北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所長</li> <li>北海道森林管理局石狩森林管理署長</li> <li>北海道農政事務所企画調整室長</li> <li>北海道総合通信局防災対策推進室長</li> <li>札幌管区気象台気象防災部次長</li> </ul> </li> <li>自衛隊                 <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊北部方面隊第7師団第72戦車連隊長</li> </ul> </li> <li>北海道                 <ul style="list-style-type: none"> <li>石狩振興局地域創生部地域政策課主幹</li> <li>石狩振興局保健環境部千歳地域保健室長</li> <li>空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所長</li> </ul> </li> <li>警察                 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道警察本部札幌方面千歳警察署長</li> </ul> </li> <li>恵庭市                 <ul style="list-style-type: none"> <li>副市長</li> <li>教育長</li> <li>消防長</li> <li>消防団長</li> </ul> </li> <li>指定公共機関                 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道旅客鉄道(株)島松駅長</li> <li>東日本電信電話(株)北海道事業部災害対策室長</li> <li>日本郵便(株)恵庭郵便局長</li> <li>北海道電力ネットワーク株式会社千歳ネットワークセンター所長</li> <li>恵庭市赤十字奉仕団委員長</li> </ul> </li> <li>指定地方 公共機関                 <ul style="list-style-type: none"> <li>恵庭土地改良区理事長</li> <li>恵庭市医師会会長</li> <li>千歳歯科医師会(恵庭市歯科医師会会長)</li> <li>恵庭市社会福祉協議会会長</li> </ul> </li> <li>その他 団体                 <ul style="list-style-type: none"> <li>石狩東部広域水道企業団事務局長</li> <li>道央農業協同組合恵庭・北広島営農センター長</li> <li>恵庭市建設業協会会長</li> <li>恵庭商工会議所会頭</li> <li>株式会社あいコミ(地域FM放送 e-niwa)</li> </ul> </li> <li>自主防災組織等                 <ul style="list-style-type: none"> <li>恵庭市町内会連合会会長</li> <li>女性ネットワークえにわ代表</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>機関名の修正</p> <p>幹事会の意見により修正 (北海道電力ネットワーク(株))</p>
	<p>第3節 防災情報等の通信体制</p> <p>(略)</p> <p>1 防災気象情報の仕組み</p>	<p>第3節 防災情報等の通信体制</p> <p>(略)</p> <p>1 防災気象情報の仕組み</p>	

	<p>(略)</p> <p>(1) 警報・注意報</p> <p>ア 特別警報</p> <p>大雨、大雪、暴風、暴風等が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。気象特別警報には大雨、大雪、暴風、暴風雪がある。</p> <p>イ 警報</p> <p>大雨や暴風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。気象警報（大雨*1、大雪、暴風、暴風雪）のほか、洪水、浸水、地面現象警報がある。</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 警報・注意報</p> <p>ア 特別警報</p> <p>大雨、大雪、暴風、暴風等が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。気象特別警報には大雨*1、大雪、暴風、暴風雪がある。</p> <p>イ 警報</p> <p>大雨や暴風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。気象警報（大雨*2、大雪、暴風、暴風雪）のほか、洪水、浸水、地面現象警報がある。</p>	<p>幹事会意見による修正（<u>札幌管区気象台</u>）</p> <p>幹事会意見による修正（<u>札幌管区気象台</u>）</p>
--	---	---	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-9		警報・注意報発表基準一覧表		発表官署 札幌管区気象台		
恵庭市	府県予報区	石狩・空知・後志地方				
	一次細分区域	石狩地方				
	市町村等をまとめた地域	石狩南部				
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	14		
		土砂災害	土壌雨量指数基準	135		
	洪水	流域雨量指数基準	島松川流域=21.1, 柏木川流域=13.1, 漁川流域=36.7, 茂漁川流域=5.6			
		複合基準*	-			
		指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】			
	暴風	平均風速	18m/s			
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う			
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ30cmあるいは12時間降雪の深さ40cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm			
	波浪	有義波高				
	高潮	潮位				
注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	9		
		土砂災害	土壌雨量指数基準	79		
	洪水	流域雨量指数基準	島松川流域=16.8, 柏木川流域=10.4, 漁川流域=29.3, 茂漁川流域=4.4			
		複合基準	漁川流域=5, 19.8			
		指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】			
	強風	平均風速	13m/s			
	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う			
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山間部 12時間降雪の深さ30cm			
	波浪	有義波高				
	高潮	潮位				
	雷	落雷等による被害が予想される場合				
	融雪	70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計				
	濃霧	視程	200m			
	乾燥	最小湿度30% 実行温度60%				
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上				
	低温	5月~10月:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月~4月:(最低気温) 平年より8℃以上低い				
	霜	最低気温3℃以下				
	着氷					
	着雪	気温0℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm			

3-9		警報・注意報発表基準一覧表		発表官署 札幌管区気象台(令和2年8月6日現在)		
恵庭市	府県予報区	石狩・空知・後志地方				
	一次細分区域	石狩地方				
	市町村等をまとめた地域	石狩南部				
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	14		
		土砂災害	土壌雨量指数基準	135		
	洪水	流域雨量指数基準	島松川流域=22.7, 柏木川流域=13.7, 漁川流域=36.2, 茂漁川流域=5.6			
		複合基準*	-			
		指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】			
	暴風	平均風速	18m/s			
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う			
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ30cmあるいは12時間降雪の深さ40cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm			
	波浪	有義波高				
	高潮	潮位				
注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	9		
		土砂災害	土壌雨量指数基準	79		
	洪水	流域雨量指数基準	島松川流域=18.1, 柏木川流域=10.9, 漁川流域=28.9, 茂漁川流域=4.4			
		複合基準	漁川流域=5, 19.1			
		指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】			
	強風	平均風速	13m/s			
	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う			
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山間部 12時間降雪の深さ30cm			
	波浪	有義波高				
	高潮	潮位				
	雷	落雷等による被害が予想される場合				
	融雪	70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計				
	濃霧	視程	200m			
	乾燥	最小湿度30% 実行温度60%				
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上				
	低温	5月~10月:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月~4月:(最低気温) 平年より8℃以上低い				
	霜	最低気温3℃以下				
	着氷					
	着雪	気温0℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm			

流域雨量指数基準  
値、複合基準値の  
修正(札幌管区気  
象台)  
幹事会見により修  
正(札幌管区気象  
台)

3-10 (2) 指定河川洪水予報  
河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。  
恵庭市に対象区間を有する河川は、千歳川で札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で次の標題により発表する。

(2) 指定河川洪水予報  
河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川 (以下、「洪水予報河川という。」) について区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。  
恵庭市に対象区間を有する河川は、千歳川で札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で次の標題により発表する。

用語の定義の追記  
(北海道)

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

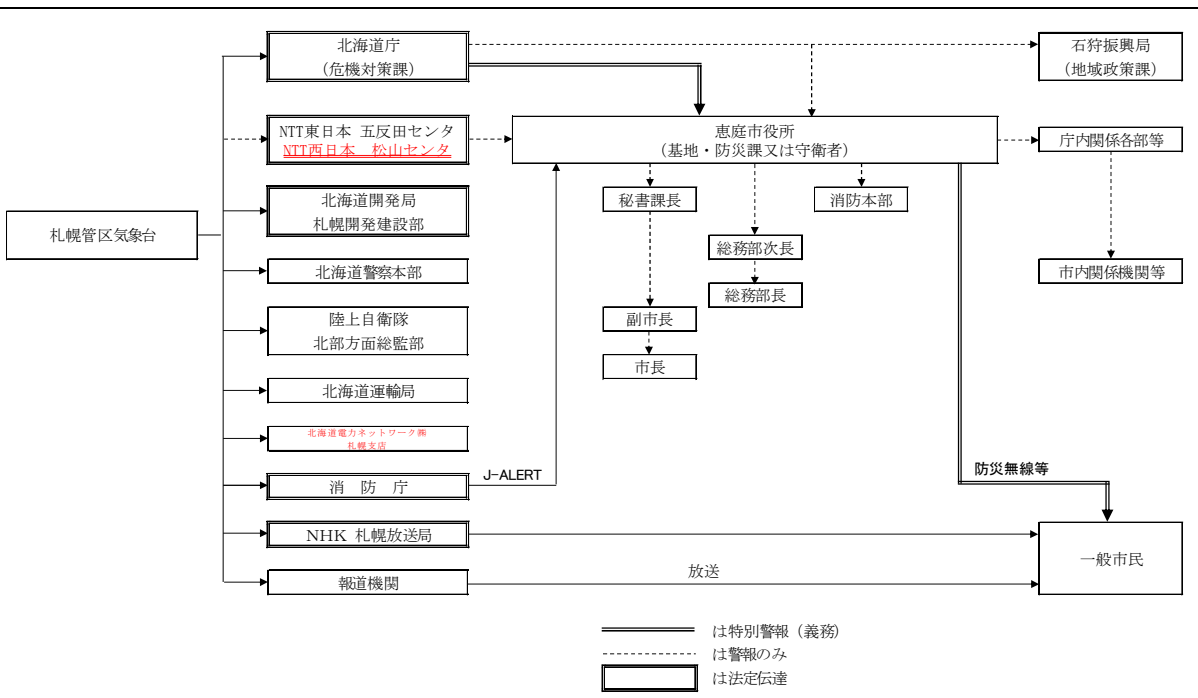
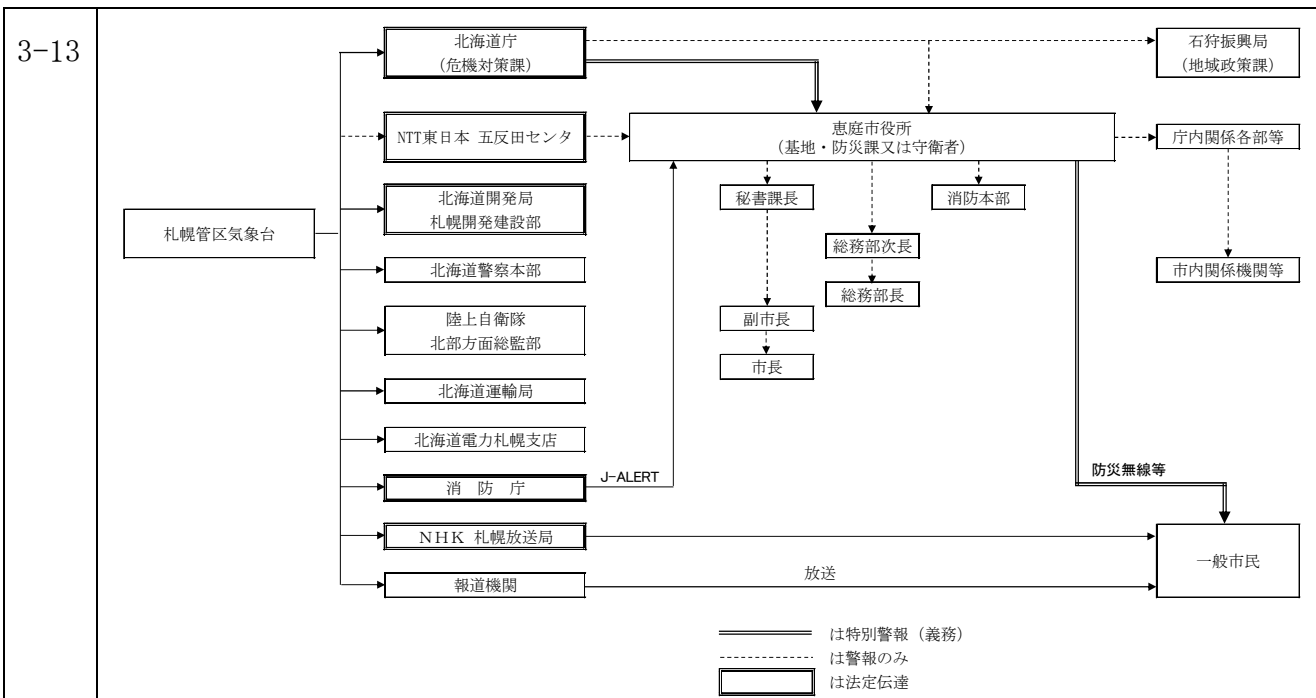
3-10	洪水の危険度 レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に求める行動等	幹事会意見による <u>修正（札幌管区気 象台）</u>	
	レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	千歳川 氾濫発生情報	氾濫の発生 (レベル5)	住民の避難完了		
	レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	千歳川 氾濫危険情報	氾濫危険水位 (レベル4)に到達	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断		
	レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	千歳川 氾濫警戒情報	避難判断水位(レ ベル3)に到達し、さ らに水位の上昇が見 込まれる場合、ある いは一定時間後に氾 濫危険水位(レベル 4)に到達すること が見込まれる場合	市町村は避難準備・高齢者等避難開始の 発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意し避難 を判断		
	レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	千歳川 氾濫注意情報	氾濫注意水位(レ ベル2)に到達し、さ らに上昇するおそれ があるとき	水防団出動		
	レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機		
<p>(5) 気象情報</p> <p>ア 北海道地方気象情報、石狩・空知・後志地方気象情報</p>								
3-11	<p>気象の予報等について、<u>大雨</u>特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、<u>大雨</u>特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考になるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成</p>							幹事会意見による <u>修正（札幌管区気 象台）</u>
	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>府県予報区内で、<u>大雨警報発表中に</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表<u>後</u>、<u>命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u>時に、市町村長が防災活動・避難勧告等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考になるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共</p>							
	<p>気象の予報等について、<u>大雨</u>特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、<u>大雨</u>特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考になるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成</p>							
	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>府県予報区内で、<u>大雨警報発表中に</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表<u>後</u>、<u>命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u>時に、市町村長が防災活動・避難勧告等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考になるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共</p>							
	<p>気象の予報等について、<u>大雨</u>特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、<u>大雨</u>特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考になるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成</p>							
	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>府県予報区内で、<u>大雨警報発表中に</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表<u>後</u>、<u>命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった</u>時に、市町村長が防災活動・避難勧告等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考になるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共</p>							



<p>3-12</p>	<p>し、市町村等ごとに発表する。(略)</p> <p>防災気象情報と警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>洪水の危険度レベル</th> <th>洪水予報の種類</th> <th>水位の名称</th> <th>発表する情報(予報文の標題)</th> <th>発表基準</th> <th>市町村・住民に求める行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>洪水警報</td> <td>(氾濫発生)</td> <td>千歳川 氾濫発生情報</td> <td>氾濫の発生(レベル5)</td> <td>住民の避難完了</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (危険)</td> <td>洪水警報</td> <td>氾濫危険水位 (特別警戒水位)</td> <td>千歳川 氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位(レベル4)に到達</td> <td>市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断</td> </tr> <tr> <td>レベル3 (警戒)</td> <td>洪水警報</td> <td>避難判断水位</td> <td>千歳川 氾濫警戒情報</td> <td>避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達することが見込まれる場合</td> <td>市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意し避難を判断</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (注意)</td> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位 (警戒水位)</td> <td>千歳川 氾濫注意情報</td> <td>氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき</td> <td>水防団出動</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>(発表なし)</td> <td>水防団待機水位</td> <td>(発表なし)</td> <td></td> <td>水防団待機</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 防災気象情報の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p>	洪水の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に求める行動等	レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	千歳川 氾濫発生情報	氾濫の発生(レベル5)	住民の避難完了	レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	千歳川 氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル4)に到達	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断	レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	千歳川 氾濫警戒情報	避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達することが見込まれる場合	市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意し避難を判断	レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	千歳川 氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	水防団出動	レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機	<p>同で作成し、市町村等ごとに発表する。(略)</p> <p>(略)</p> <p>防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">住民が取るべき行動</th> <th rowspan="2">住民に行動を促す情報 避難情報等</th> <th colspan="3">住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">洪水に関する情報</th> <th>土砂災害に関する情報</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>水位情報がある場合</th> <th>水位情報がない場合</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> <td>災害発生情報*1 ※1可能な範囲で発令</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>(大雨特別警報(浸水害))*3</td> <td>(大雨特別警報(土砂災害))*3</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td> <td>避難勧告 避難指示(緊急)*2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>洪水警報の危険度分布(非常に危険)</td> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(非常に危険) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(極めて危険)*4</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒)</td> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>洪水注意報 大雨注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>洪水警報の危険度分布(注意)</td> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報(警報級の可能性)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。</p> <p>*4 [極めて危険]については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置づけを改めて検討する。</p> <p>(略)</p> <p>2 防災気象情報の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p>	警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報				水位情報がある場合	水位情報がない場合		警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報*1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))*3	(大雨特別警報(土砂災害))*3	警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告 避難指示(緊急)*2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布(非常に危険)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(非常に危険) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(極めて危険)*4	警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)	警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布(注意)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)				<p>警戒レベルと警戒レベルに位置付けされている防災気象情報、警戒レベル相当情報に位置付けされている防災気象情報の相互関係が明確に分かるように修正(札幌管区气象台)</p>
洪水の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に求める行動等																																																																															
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	千歳川 氾濫発生情報	氾濫の発生(レベル5)	住民の避難完了																																																																															
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	千歳川 氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル4)に到達	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断																																																																															
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	千歳川 氾濫警戒情報	避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達することが見込まれる場合	市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意し避難を判断																																																																															
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	千歳川 氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	水防団出動																																																																															
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機																																																																															
警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)																																																																																	
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報																																																																															
			水位情報がある場合	水位情報がない場合																																																																																
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報*1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))*3	(大雨特別警報(土砂災害))*3																																																																															
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告 避難指示(緊急)*2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布(非常に危険)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(非常に危険) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(極めて危険)*4																																																																															
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)																																																																															
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布(注意)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)																																																																															
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)																																																																																		

# 恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1



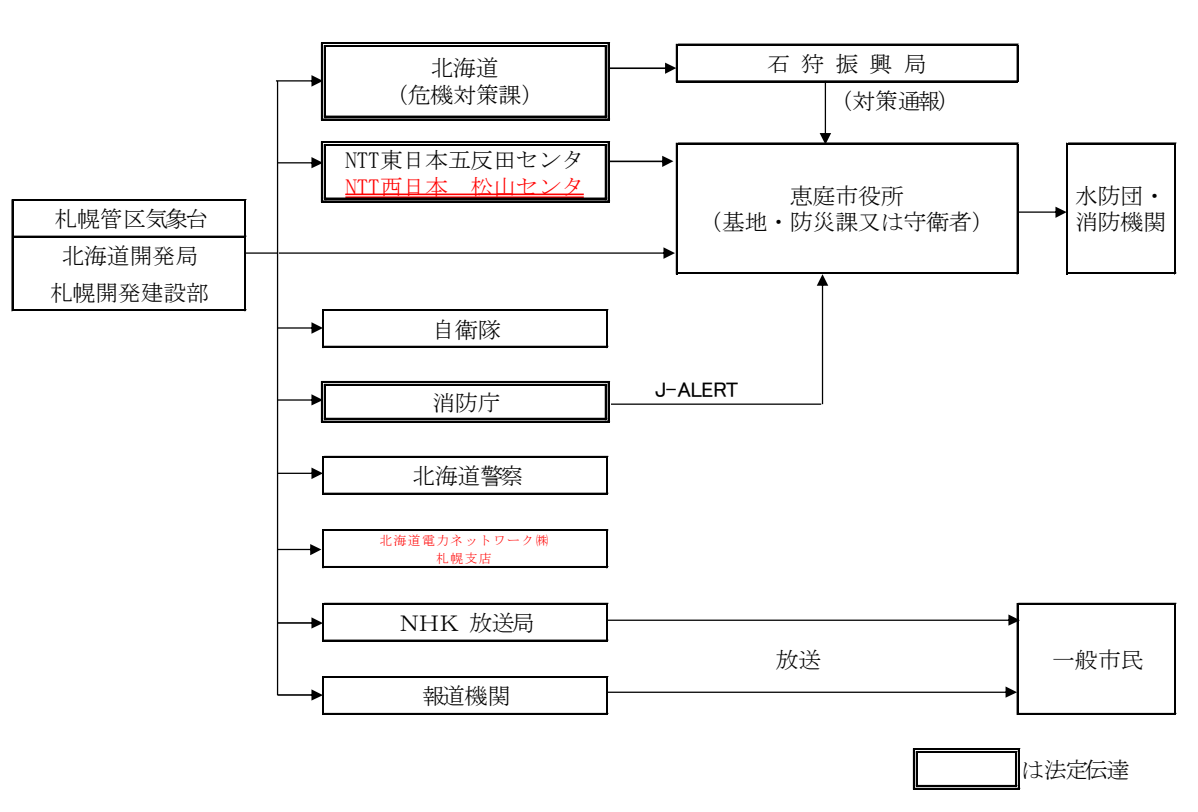
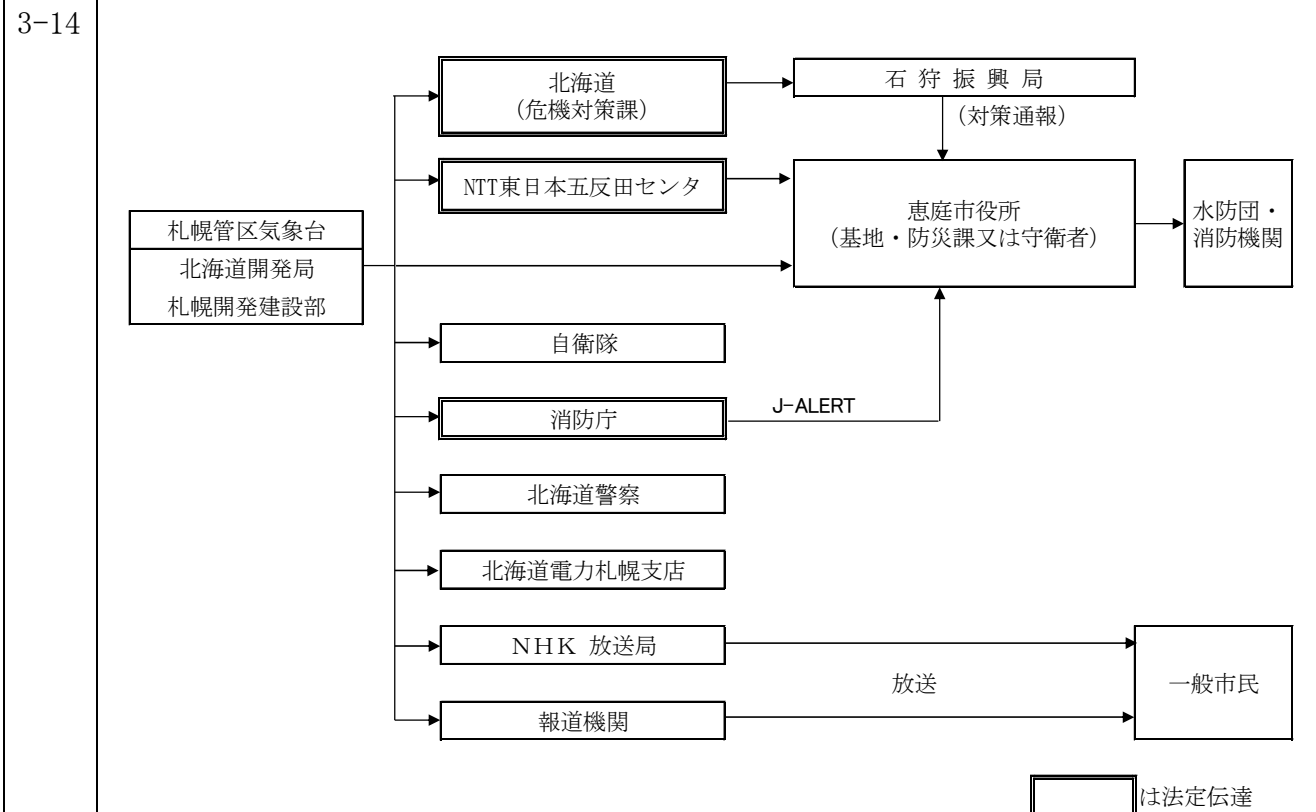
幹事会意見による  
 修正 (札幌管区気  
 象台)

(略)

(略)

## (3) 指定河川洪水予報

## (3) 指定河川洪水予報



幹事会意見による  
 修正 (札幌管区気  
 象台)

<p>4-1</p>	<p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 防災教育及び訓練計画 (略)</p> <p>1 防災教育 (1) 実施責任 (略)</p> <p>ウ 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p> <p>エ 過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 配慮すべき事項 (略)</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 防災教育及び訓練計画 (略)</p> <p>1 防災教育 (1) 実施責任 (略)</p> <p>ウ 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに</u>、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p> <p>エ 過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 配慮すべき事項 (略)</p> <p><u>ウ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせ</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p>
<p>4-2</p>	<p>(略)</p>	<p><u>ウ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせ</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p>

	<p>(略)</p> <p>(5) 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進</p> <p>4-2 ア 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 食料その他の物資の確保</p> <p>(1) 市は「災害用物資備蓄計画」(資料9)を策定し、災害時における市民等への物資提供のために必要と思われる、食料及び生活必需品等、災害復旧にあたるための</p> <p>4-5 資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把</p>	<p><u>た防災教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>オ 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p><u>カ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進</p> <p>4-2 ア 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象<u>や</u>災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動<u>的な対応方法</u>(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 食料その他の物資の確保</p> <p>(1) 市は「災害用物資備蓄計画」(資料9)を策定し、災害時における市民等への物資提供のために必要と思われる、食料及び生活必需品等、災害復旧にあたるための</p> <p>4-5 資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、地域内の備蓄<u>物資や物資拠点について物資</u></p>	<p>表現の適正化(北海道教育委員会)</p> <p>防災基本計画の修</p>
--	---	--	---

<p>4-5</p>	<p>握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。</p> <p>また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。</p>	<p><u>調達・輸送調達等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市は、<u>災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量(住民持参分を除く)を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</u></p> <p><u>[備蓄品の例]</u></p> <p><u>食料・・・米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク</u></p> <p><u>飲料水・・・ペットボトル水</u></p> <p><u>生活必需品・・・毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ(小児用・大人用)</u></p> <p><u>衛生用品・・・マスク、消毒液</u></p> <p><u>燃料・・・ガソリン、灯油</u></p> <p><u>その他・・・トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、どろい袋</u></p> <p>(3) 市は、防災週間や防災関連行事等<u>あらゆる機会</u>を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、非常持出用品(救急箱、<u>マスク・消毒液</u>、懐中電灯、ラジオ、乾電池・携帯電話充電器等)の準備や、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。</p>	<p>正に伴う修正(北海道)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p> <p>表現の適正化(北海道)</p> <p>感染症対策を踏まえた備蓄整備方針の明記(北海道)</p> <p>表現の適正化(北海道)</p> <p>幹事会意見による修正(北海道電力)</p>
------------	--	--	--

<p>4-6</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 相互応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどそのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や支援計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとする。</p>	<p><u>へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保</u>に努めるよう啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 相互応援 <u>(受援)</u> 体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどそのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け <u>入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるように努めるものとする。併せて</u> 応援計画や支援計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとする。</p>	<p>ネットワーク(株)</p> <p>恵庭市独自修正</p> <p>恵庭市独自修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 (北海道)</p>
------------	--	---	--

4-6	<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1) 恵庭市</p> <p>(略)</p>	<p>2 相互応援体制 <u>(受援)</u> の整備</p> <p>(1) 恵庭市</p> <p>(略)</p>	恵庭市独自修正
4-6	<p>ウ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所の確保及び管理</p> <p>市は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための避難場所を予め選定、確保し、整備を図るものとする。</p> <p>また、火山など影響範囲の大きい災害については、市の避難所に収容しきれない場合も想定されることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。</p> <p>なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>ウ <u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所の確保及び管理</p> <p>市は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための避難場所を予め選定、確保し、整備を図るものとする。</p> <p>また、火山など影響範囲の大きい災害については、市の避難所に収容しきれない場合も想定されることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。</p> <p>なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正（北海道）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p>

<p>4-10</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>4 市の避難対策</p> <p>市は、住民、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、努めるものとする。</p>	<p><u>(3) 福祉避難所の指定にあたっては、老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</u></p> <p><u>(4) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u></p> <p><u>(5) 指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 市の避難対策</p> <p>市は、住民、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p>
<p>4-11</p>	<p>また、避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップ作成に努めるものとする。</p>	<p>また、<u>住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ハザードマップ等の配付又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p>



	<p>(略)</p> <p>第6節 避難行動要支援者対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 安全対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 恵庭市</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難支援等関係者</p> <p>4-13 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 社会福祉施設等</p> <p>(略)</p> <p>ア 防災設備等の整備</p> <p>社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めること</p>	<p><u>条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難行動要支援者対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 安全対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 恵庭市</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難支援等関係者</p> <p>市は、<u>本人の同意を得たのち次の避難支援関係者に対し避難行動要支援者名簿を提供するものとする。なお、災害発生時においては、避難行動要支援者の避難支援等のため、本人の同意を得ることなく名簿の利用や避難支援等関係者へ名簿提供を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 社会福祉施設等</p> <p>(略)</p> <p>ア 防災設備等の整備</p> <p>社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めること</p>	<p>表現の適正化（恵庭市）</p>
--	--	---	--------------------

<p>4-16</p> <p>4-17</p> <p>4-18</p>	<p>が重要である。</p> <p>また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(略)</p> <p>3 外国人に対する対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 多言語による広報の充実</p> <p>第7節 情報収集・伝達体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時において停電の発生も想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線通信システム(戸別受信機を含む)の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話等の無線通信システムも含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p>	<p>が重要である。</p> <p>また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。</p> <p><u>特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 外国人に対する対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 多言語・<u>やさしい日本語</u>による広報の充実</p> <p>第7節 情報収集・伝達体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時において停電の発生も想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線通信システム(戸別受信機を含む)の整備を図るとともに、<u>IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システム</u>や携帯電話等の無線通信システムも含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p> <p>恵庭市独自修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p>
-------------------------------------	---	---	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

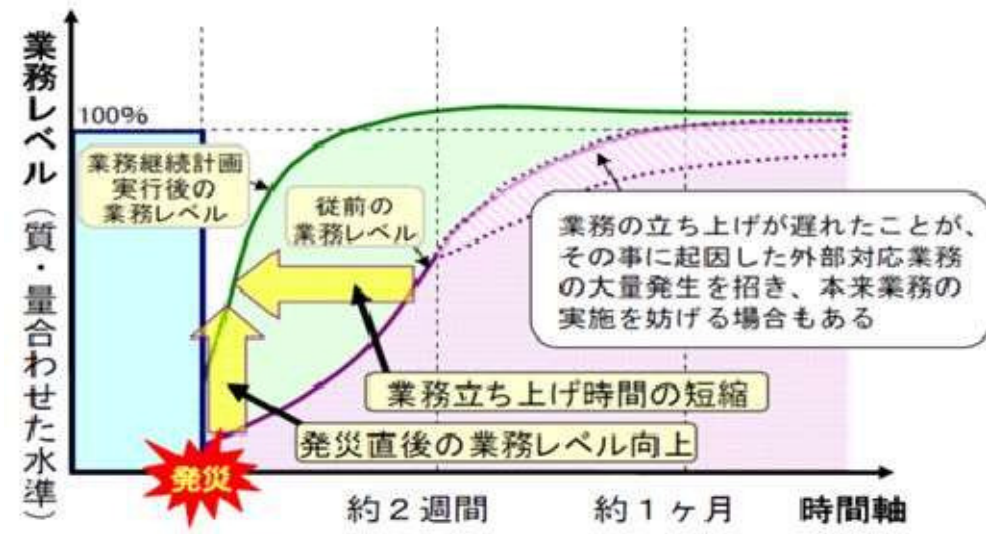
<p>4-18</p>	<p>なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道等を通じた一体的な整備を図るものとする。</p> <p>3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(略)</p> <p>第8節 建築物災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>3 がけ地に近接する建築物の防災対策</p> <p>市及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。</p> <p>4-19 市及び道は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>なお、<u>地域衛星通信ネットワーク等</u>の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道等を通じた一体的な整備を図るものとする。</p> <p>3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p><u>この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実行性の確保に留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 建築物災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>3 がけ地に近接する建築物の防災対策</p> <p>市及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。</p> <p><u>また、市及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、国、道及び市町村は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p>
-------------	--	---	---

<p>4-22</p>	<p>(略)</p> <p>第 1 1 節 水害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定のあったときは、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項又は主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について浸水区域ごとにハザードマップで定めるものとする。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(略)</p> <p>第 1 5 節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について</p> <p>(略)</p> <p><b>【避難情報発表の基準】</b></p>	<p>(略)</p> <p>第 1 1 節 水害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、<u>防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法</u></p> <p><u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路のその他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>ウ 防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域内に要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合にあっては、施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>(資料 2 5) 要配慮者利用施設一覧</u></p> <p>(略)</p> <p>第 1 5 節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について</p> <p>(略)</p> <p><b>【避難情報発表の基準】</b></p>	<p>文言の適正化(恵庭市)</p> <p>令和 2 年度指定(恵庭市)</p>
-------------	--	---	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

4-32	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="258 254 403 338">避難情報</td> <td data-bbox="403 254 1380 338">基準降雨量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 338 403 428">避難準備</td> <td data-bbox="403 338 1380 428">「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 428 403 518">避難勧告</td> <td data-bbox="403 428 1380 518">降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 518 403 588">避難指示</td> <td data-bbox="403 518 1380 588">避難勧告発表後、継続して雨が降り続けている場合。</td> </tr> </table>	避難情報	基準降雨量	避難準備	「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。	避難勧告	降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。	避難指示	避難勧告発表後、継続して雨が降り続けている場合。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1397 254 1587 331">避難情報</td> <td data-bbox="1587 254 2525 331">基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 331 1587 415">【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="1587 331 2525 415">1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 415 1587 499">【警戒レベル4】 避難勧告</td> <td data-bbox="1587 415 2525 499">1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 499 1587 590">【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="1587 499 2525 590">&lt;緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令&gt; 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されており、避難していない人に対し、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況のためより強く非難を促す場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 590 1587 667">【警戒レベル5】 災害発生情報</td> <td data-bbox="1587 590 2525 667">1 土砂災害が発生した場合</td> </tr> </table>	避難情報	基準	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	【警戒レベル4】 避難勧告	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令> 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されており、避難していない人に対し、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況のためより強く非難を促す場合	【警戒レベル5】 災害発生情報	1 土砂災害が発生した場合	<p>幹事会意見による 修正（札幌管区気 象台）</p>
避難情報	基準降雨量																				
避難準備	「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。																				
避難勧告	降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。																				
避難指示	避難勧告発表後、継続して雨が降り続けている場合。																				
避難情報	基準																				
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合																				
【警戒レベル4】 避難勧告	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合																				
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令> 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されており、避難していない人に対し、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況のためより強く非難を促す場合																				
【警戒レベル5】 災害発生情報	1 土砂災害が発生した場合																				
4-36	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p><u>第18節 業務継続計画の策定</u></p> <p><u>市及び事業者、道は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>1 業務継続計画（BCP）の概要</u></p> <p><u>業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に市、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。</u></p> <p><u>&lt;業務継続計画の作成による業務改善のイメージ&gt;</u></p>	<p>新たに一般災害対策編に加える（恵庭市）</p>																		



2 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）

	<p>第5章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第5節 災害広報計画</p> <p>1 市の広報</p> <p>市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。また、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。</p> <p>(1) 災害情報等の収集要領</p> <p>災害情報の収集、記録については、第3章第3節「防災情報等の通信体制」及び本章第2節「災害情報通信計画」によるほか、次の要領による。</p> <p>第6節 避難対策計画 (略)</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容計画</p>	<p><u>市及び道は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第5章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第5節 災害広報計画</p> <p>1 市の広報</p> <p>市は、<u>所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてコミュニティFMやボランティア団体、NPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</u></p> <p>(1) 災害情報等の収集要領</p> <p>災害情報の収集、記録については、第3章第3節「防災情報等の通信体制」及び本章第2節「<u>災害情報収集・伝達計画</u>」によるほか、次の要領による。</p> <p>第6節 避難対策計画 (略)</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容計画</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p> <p>恵庭市独自修正</p> <p>文言の適正化（恵庭市）</p>
--	---	--	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

<p>5-16</p>	<p>風水害、火災、山（崖）くずれ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難の勧告等を行う。</p> <p>特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備・高齢者等避難開始及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する必要がある。</p> <p>なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>風水害、火災、山（崖）くずれ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難の勧告等を行う。</p> <p>特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告、及び避難指示（緊急）<u>及び災害発生情報</u>のほか、一般住民に対して避難準備・高齢者等避難開始及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する必要がある。</p> <p>なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p> <p>恵庭市独自修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p>
<p>5-17</p>	<p>3 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知</p> <p>避難実施責任者は、避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するために、避難の勧告、指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防本部等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。</p>	<p>3 避難勧告、避難指示（緊急）、<u>災害発生情報及び避難準備・高齢者等避難開始の周知</u></p> <p><u>市長</u>は、避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するために、<u>避難勧告等の発令</u>に当たっては、消防本部等関係機関の協力を得<u>つつ、住民がとるべき行動について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し</u>、放送設備、サイレ</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p> <p>恵庭市独自修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p>



<p>5-19</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告・避難指示(緊急)の基準</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(イ) その他諸般の状況から (略)</p> <p>イ 避難勧告</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(オ) その他、生命や (略)</p> <p>ウ 避難指示(緊急)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>ン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告・避難指示(緊急)の基準</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p><u>(イ) 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表された場合</u></p> <p><u>(ウ) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合</u></p> <p><u>(エ) その他諸般の状況から (略)</u></p> <p>イ 避難勧告</p> <p>(略)</p> <p><u>(オ) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合</u></p> <p><u>(カ) 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</u></p> <p><u>(キ) その他、生命や (略)</u></p> <p>ウ 避難指示(緊急)</p> <p>(略)</p> <p><u>(イ) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されており、避難していない人に対し、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況のためより強く非難を促す場合</u></p>	<p>幹事会の意見による修正(札幌管区気象台)</p>
-------------	--	---	-----------------------------

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-20	(イ) 災害が発生し、(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">住民がとるべき行動</th> <th>住民に行動を促す情報</th> </tr> <tr> <th>避難情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> <td>災害発生情報*1</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。</td> <td>・避難勧告 ・避難指示（緊急）*2</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>洪水注意報 大雨注意報</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	避難情報等	警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報*1	警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）*2	警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報	<p>(ウ) 災害が発生し、(略)</p> <p>(エ) 対象地域の土地、(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">住民がとるべき行動</th> <th>住民に行動を促す情報</th> </tr> <tr> <th>避難情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> <td>災害発生情報*1</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。</td> <td>・避難勧告 ・避難指示（緊急）*2</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>洪水注意報 大雨注意報</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報 <u>(警報級の可能性)</u></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	避難情報等	警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報*1	警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）*2	警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 <u>(警報級の可能性)</u>	名称変更(北海道)
	警戒レベル				住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報																																				
避難情報等																																										
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報*1																																								
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）*2																																								
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始																																								
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報																																								
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報																																								
警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報																																								
		避難情報等																																								
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報*1																																								
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）*2																																								
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始																																								
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報																																								
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 <u>(警報級の可能性)</u>																																								
(略)	(略)																																									
5-22	6 避難場所の指定	<p>(略)</p> <p>(1) 収容避難所の確保</p> <p>ア 発災時には必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し収容避難所を確保するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て収容避難所として確保する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等</p>	<p>(略)</p> <p>6 避難場所の指定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 収容避難所の確保</p> <p>ア 発災時には必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し収容避難所を確保するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、<u>必要に応じ</u>福祉避難所を開設するものとする。<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には</u>、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て収容避難所として確保する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地</p>	防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)																																						
	(略)				(略)																																					

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

<p>5-22</p>	<p>を収容避難所として借り上げる等、多様な収容避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 収容避難所の管理運営</p> <p>(略)</p> <p>キ 収容避難所の運営における女性の参画をふまえ、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置</p> <p>5-23</p> <p>や生理用品、女性用下着の女性による配布、収容避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した収容避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5-24</p> <p>(新設)</p>	<p>域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を<u>実質的に福祉避難所として開設するよう</u>等、多様な収容避難所の確保に努めるものとする。</p> <p><u>イ 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p><u>ウ 収容避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に収容避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>エ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 収容避難所の管理運営</p> <p>(略)</p> <p>キ 収容避難所の運営における女性の参画をふまえ、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>巡回警報や防犯ブザーの配付等による</u>収容避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した収容避難所の運営<u>管理</u>に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>ス 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるもの</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (北海道)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 (北海道)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 (北海道)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 (北海道)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 (北海道)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 (北海道)</p>
-------------	---	--	---

<p>5-24</p>	<p>(4) 運営マニュアル</p> <p>収容避難所の円滑な運営を行うため、別に運営マニュアルを定め、収容避難所に常備するとともに、平常時から施設管理者及び自主防災組織や町内会等に周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 収容避難所における家庭動物対策</p>	<p><u>する。</u></p> <p>(4) <u>恵庭市避難所運営マニュアル</u> ((資料40))</p> <p>収容避難所の円滑な運営を行うため、別に<u>恵庭市避難所運営マニュアル</u> (以下「<u>運営マニュアル</u>」という。)を定め、収容避難所に常備するとともに、平常時から施設管理者及び自主防災組織や町内会等に周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 収容避難所における家庭動物対策</p>	<p>海道)</p> <p>文言の適正化(恵庭市)</p>
<p>5-24</p>	<p>ア 収容避難所での家庭動物の受入は、原則として行わない。ただし、介助犬等については、避難者の理解を得て受入ることとし、スペースの確保に努めるものとする。</p> <p>また、収容避難所内での飼育は、避難者の責任において行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>ア 収容避難所での<u>介助犬等については、スペースを確保するものとし、家庭動物については、スペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。</u></p> <p><u>市は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>また、収容避難所内での飼育は、避難者の責任において行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>恵庭市独自修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p>
<p>5-27</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p><u>1.1 被災者の受入れ及び生活環境の整備</u></p> <p><u>市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p><u>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p>

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

<p>5-36</p>	<p>第9節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>4 緊急輸送道路ネットワーク計画 (略)</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 7,092 km〉</p> <p>イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路〈道路延長 3,579 km〉 (略)</p> <p>第10節 輸送計画 災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速確実に行うための輸送の実施については、本計画の定めるところによる。(総務対策部)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>4 緊急輸送道路ネットワーク計画 (略)</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、<u>地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)</u>、<u>拠点空港</u>、<u>公共用ヘリポート</u>、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 7,092 km〉</p> <p>イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、<u>地方港湾(耐震強化岸壁を有するものを除く)</u>、<u>第3種漁港</u>、<u>第4種漁港(耐震強化岸壁を有するもの)</u>、<u>地方管理空港</u>、<u>共用空港</u>、<u>その他の空港</u>、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路〈道路延長 3,579 km〉 (略)</p> <p>第10節 輸送計画 災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速確実に行うための輸送の実施については、本計画の定めるところによる。(総務対策部)</p> <p><u>なお、市及び道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、輸送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものと</u></p>	<p>表現の適正化(北海道開発局)</p> <p>表現の適正化(北海道開発局)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道開発局)</p>
-------------	--	--	---

	<p>(略)</p> <p>第 1 4 節 衣料、生活必需品等物資供給計画</p> <p>(略)</p> <p>4 給(貸)与物資の調達</p> <p>(略)</p> <p>(4) 物資の管理</p> <p>ア 確保した物資を管理するため、恵庭市総合体育館に物資管理センターを設置する。</p> <p>5-47 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第 1 5 節 石油類燃料供給計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 北海道</p> <p>知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設及び市町村等の要請に基づき北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p>	<p><u>する。その際、市及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 1 4 節 衣料、生活必需品等物資供給計画</p> <p>(略)</p> <p>4 給(貸)与物資の調達</p> <p>(略)</p> <p>(4) 物資の管理</p> <p>ア 確保した物資を管理するため、恵庭市総合体育館に物資管理センターを設置する。</p> <p><u>なお、必要に応じ、協力協定により、協定先に対して物資の集積場所としての倉庫の提供等を要請するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 1 5 節 石油類燃料供給計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 北海道</p> <p>知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設 <u>(以下本節において「重要施設」という。)</u> の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設へ</p>	<p>海道)</p> <p>恵庭市独自修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正(北</p>
--	--	---	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

	<p>また、市の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 1 6 節 電力施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>1 電力施設の状況</p> <p>(1) 本市に該当する北海道電力(株)の施設は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>2 電力供給区域</p> <p>北海道電力(株)の供給区域は、北海道一円である。</p> <p>3 応急対策</p> <p>5-50 電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力(株)及び電源開発(株)は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 北海道電力(株)</p> <p>電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 1 7 節 ガス施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>2 応急対策</p>	<p>の円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>また、市の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 1 6 節 電力施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>1 電力施設の状況</p> <p>(1) 本市に該当する北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>2 電力供給区域</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2</u> 応急対策</p> <p>電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 1 7 節 ガス施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>2 応急対策</p>	<p>海道)</p> <p>2020 年 4 月 1 日の分社化による変更 (北海道電力ネットワーク(株))</p> <p>電力自由化により地域拡大のため削除 (北海道電力ネットワーク(株))</p> <p>2020 年 4 月 1 日の分社化による変更 (北海道電力ネットワーク(株))</p>
--	--	--	--

<p>5-53</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 非常災害の事前対策</p> <p>(略)</p> <p>エ 工具、機動力、資材等の整備確認</p> <p>予め工具、車輛等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>2 医療救護活動の実績</p> <p>(2) 北海道</p> <p>ア 道は、災害発生時に市等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 協力機関等</p> <p>(略)</p> <p>オ 日本赤十字社北海道支部</p> <p>道の要請により、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。</p> <p>なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めると</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 非常災害の事前対策</p> <p>(略)</p> <p>エ 工具、機動力、資材等の整備確認</p> <p>予め工具、<u>車両</u>等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>2 医療救護活動の実績</p> <p>(2) 北海道</p> <p>ア 道は、災害発生時に市等からの支援要請による<u>保健医療福祉活動チーム(災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。)</u>の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、<u>保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」</u>を設置し、<u>保健医療活動を円滑に行うための体制の整備</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 協力機関等</p> <p>(略)</p> <p>オ 日本赤十字社北海道支部</p> <p>道の要請により、赤十字病院の救護班<u>及びこころのケア班</u>を派遣し医療救護<u>及びこころのケア</u>活動を行う。</p>	<p>標記の統一（北海道）</p> <p>「北海道保健医療福祉調整本部設置要綱」の制定による修正（北海道）</p> <p>「R1.8.30 委託協定書」策定に基づ</p>
-------------	--	--	---



	<p>ころによる。</p> <p>(略)</p> <p>第 1 9 節 防疫保健衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>(2) 北海道</p> <p>ア 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号 以下「感染症法」という)に基づく防疫措置を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 0 節 廃棄物処理等計画</p> <p>災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴う発生する廃棄物(以下、「災害廃棄物」という。)の処理及び死亡獣畜(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>但し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第 2 6 節「障害物除去計画」による。(生活環境対策部)</p> <p>(略)</p>	<p>なお、救助法が適用された場合の救護班及びこのころのケア班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>第 1 9 節 防疫保健衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>(2) 北海道</p> <p>ア 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号 以下「感染症法」という。)に基づく防疫措置を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 0 節 廃棄物処理等計画</p> <p>災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴う発生する廃棄物(以下、「災害廃棄物」という。)の処理及び死亡獣畜(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。</p> <p><u>なお、災害廃棄物の処理については、「恵庭市災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。</u></p> <p><u>また</u>、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第 2 6 節「障害物除去計画」による。(生活環境対策部)</p> <p>(略)</p>	<p>く修正 (日本赤十字社)</p> <p>誤字の補充 (北海道)</p> <p>誤字の補充 (北海道)</p> <p>恵庭市独自修正</p>
--	---	---	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

	<p>第 2 2 節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 学校施設の応急・復旧措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 教育の要領</p> <p>5-68 ア 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できる限り授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。</p> <p>イ 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 衛星管理対策</p> <p>(略)</p> <p>5-69 ア 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 3 節 住宅対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 応急仮設住宅</p> <p>(1) 入居対象者</p> <p>原則として、いずれかの条件に該当していなければならない。</p> <p>5-71 ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</p> <p>イ 居住する住家がない者であること。</p>	<p>第 2 2 節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 学校施設の応急・復旧措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 教育の要領</p> <p>ア 災害状況に応じた特別<u>の</u>教育計画を立て、できる限り授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。</p> <p>イ <u>特別の</u>教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 衛星管理対策</p> <p>(略)</p> <p>ア 校舎内、特に水飲場、<u>トイレ</u>は常に清潔にして消毒に万全を期すること。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 3 節 住宅対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 応急仮設住宅</p> <p>(1) 入居対象者</p> <p>原則として、いずれかの条件に該当していなければならない。</p> <p>ア <u>住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p>	<p>表現の適正化（<u>恵庭市</u>）</p> <p><u>恵庭市</u>独自修正</p> <p>表現の適正化（<u>北海道</u>）</p>
--	--	---	---

<p>5-73</p>	<p>ウ 自己の資力では住家を確保することができない者で、次に該当する者であること。</p> <p>(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者</p> <p>(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等</p> <p>エ その他市長が、仮設住宅の提供が必要と認めた者。</p> <p>(略)</p> <p>4 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(1) 応急修理を受ける者</p> <p>ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。</p> <p>イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 修理の範囲と費用</p> <p>ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</p> <p>(略)</p> <p>第24節 被災宅地安全対策計画</p> <p>市において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害に</p>	<p>イ <u>大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>対象者</u></p> <p>ア <u>住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p> <p>イ <u>大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 修理の範囲と費用</p> <p>ア 応急修理は、居室、炊事場及び<u>トイレ</u>等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</p> <p>(略)</p> <p>第24節 被災宅地安全対策計画</p> <p>市において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害に</p>	<p>表現の適正化（北海道）</p> <p>恵庭市独自修正</p>
-------------	--	--	-----------------------------------

<p>5-75</p>	<p>より、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、次のとおりである。（建設対策部）</p> <p>（略）</p> <p><b>4 危険度判定実施本部の業務</b></p> <p>「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）により、支援対策部は次の業務を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第34節 ボランティア活動の支援調整計画</p> <p>（略）</p> <p>1 ボランティア活動の環境整備</p> <p>災害発災時には、ボランティア団体やNPO等と連絡をとり、活動が円滑に行われるよう支援・調整を図るものとする。</p> <p>平常時は、日本赤十字北海道支部恵庭市地区、恵庭市社会福祉協議会、及び各種ボランティア団体やNPO等を通じボランティアの啓発や訓練を行い、コーディネーターの育成、個人や団体の登録を努めるものとする。</p>	<p>より、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、次のとおりである。（建設対策部）</p> <p>（略）</p> <p><b>4 危険度判定実施本部の業務</b></p> <p>「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）により、支援対策部は次の業務を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第34節 ボランティア活動の支援調整計画</p> <p>（略）</p> <p>1 ボランティア活動の環境整備</p> <p><u>（1）市及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。</u></p> <p><u>（2）市及び道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>（3）市及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等</u></p>	<p>脱字の補充（北海道）</p> <p>脱字の補充（北海道）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p> <p>幹事会意見により修正（恵庭市社会福祉協議会）</p>
-------------	--	---	--

<p>5-103</p> <p>6-16</p>	<p>(略)</p> <p>第3 7 節 災害救助法の適用と実施</p> <p>(略)</p> <p>4 救助の実施と種類</p> <table border="1" data-bbox="320 1102 1389 1192"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7 日以内</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6 章 事故災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第4 節 危険物等災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害予防</p> <p>(略)</p> <p><b>(新規)</b></p>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7 日以内	市	<p><u>について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p><u>(4) 市及び道は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 7 節 災害救助法の適用と実施</p> <p>(略)</p> <p>4 救助の実施と種類</p> <table border="1" data-bbox="1469 1102 2537 1192"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7 日以内</td> <td>市・<u>日赤道支部</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6 章 事故災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第4 節 危険物等災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害予防</p> <p>(略)</p> <p><u>イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の</u></p>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7 日以内	市・ <u>日赤道支部</u>	<p>「R1. 8. 30 委託協定書」策定に基づく修正（日本赤十字社）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（北</p>
救助の種類	実施期間	実施者区分													
避難所の設置	7 日以内	市													
救助の種類	実施期間	実施者区分													
避難所の設置	7 日以内	市・ <u>日赤道支部</u>													

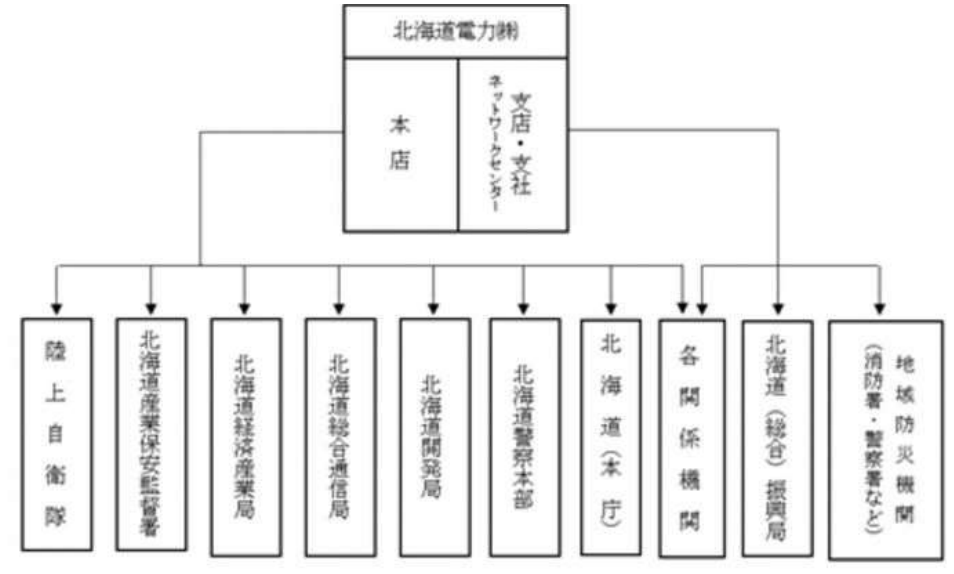
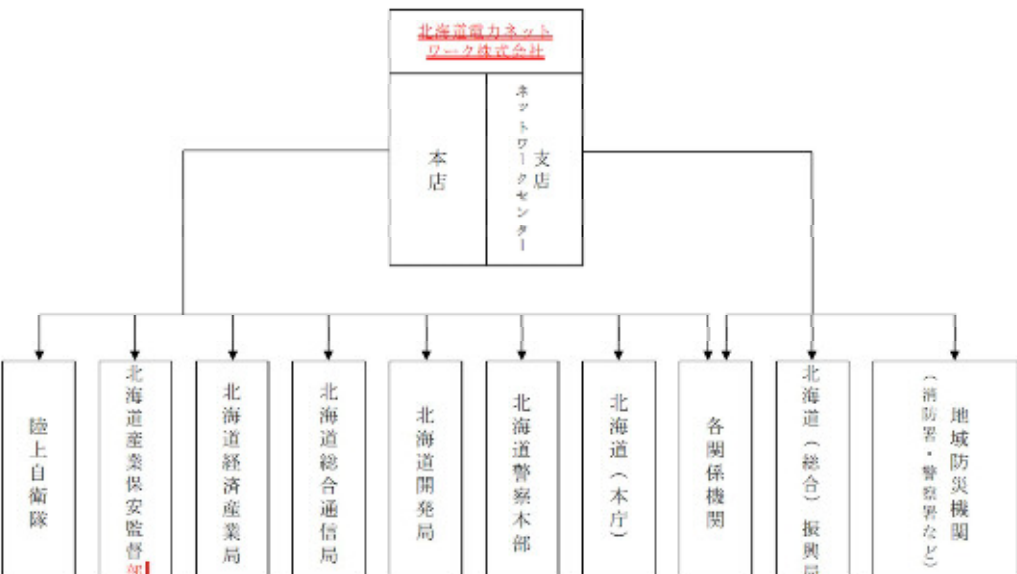
恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	<p>イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 大規模停電災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害予防</p> <p>(略)</p> <p>(1) 実施事項</p> <p>6-31 ア 北海道電力(株)</p> <p>(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 防災関係機関</p> <p>6-32 (新規)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害広報</p> <p>(略)</p>	<p><u>拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 大規模停電災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害予防</p> <p>(略)</p> <p>(1) 実施事項</p> <p>ア 北海道電力<u>ネットワーク株式会社</u></p> <p>(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 防災関係機関</p> <p><u>カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害広報</p> <p>(略)</p>	<p>海道)</p> <p>分社化による会社名標記変更(北海道電力ネットワーク(株))</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p>
--	--	---	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

<p>6-33</p> <p>6-33</p> <p>6-35</p>	<p>ア 実施機関</p> <p>恵庭市、北海道、北海道警察、北海道電力株</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急活動体制</p> <p>(略)</p> <p>エ 北海道電力株</p> <p>(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。</p> <p>(ウ) 大規模な災害が発生し北海道電力株単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 応急電力対策</p> <p>ア 緊急的な電力供給</p> <p>北海道電力株は、道や恵庭市と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別記 1</p> <p>情報通信連絡系統図</p>	<p>ア 実施機関</p> <p>恵庭市、北海道、北海道警察、北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急活動体制</p> <p>(略)</p> <p>エ 北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。</p> <p>(ウ) 大規模な災害が発生し北海道電力ネットワーク株式会社のみに早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 応急電力対策</p> <p>ア 緊急的な電力供給</p> <p>北海道電力ネットワーク株式会社は、道や恵庭市と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別記 1</p> <p>情報通信連絡系統図</p>	<p>分社化による会社名標記変更 (北海道電力ネットワーク株)</p> <p>分社化による変更 (北海道電力ネットワーク株)</p> <p>標記の統一 (北海道電力ネットワーク株)</p>
-------------------------------------	---	--	--

<p>6-35</p>	 <p>北海道電力株 本店 支店・支社 ネットワークセンター</p> <p>陸上自衛隊 北海道産業保安監督署 北海道経済産業局 北海道総合通信局 北海道開発局 北海道警察本部 北海道(本庁) 各関係機関 北海道(総合)振興局 地域防災機関 (消防署・警察署など)</p> <p>※上記のほか、北海道電力株と北海道の管理職によるホットラインを設置</p>	 <p>北海道電力ネットワーク株式会社 本店 支店 ネットワークセンター</p> <p>陸上自衛隊 北海道産業保安監督部 北海道経済産業局 北海道総合通信局 北海道開発局 北海道警察本部 北海道(本庁) 各関係機関 北海道(総合)振興局 地域防災機関 (消防署・警察署など)</p> <p>※上記のほか、北海道電力ネットワーク株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置</p>	<p>幹事会意見による 修正 (北海道電力 ネットワーク株)</p>
-------------	--	--	--



恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 2

頁	現行	改正 (案)	変更の必要性等
1-1	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画の効果的促進</p> <p>地震災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。</p> <p>防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念により、自助（道民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、道民等並びに道、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。更には、災害発生時は自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画の効果的促進</p> <p>地震災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。</p> <p>防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念により、自助（道民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、<u>防災対策の主体</u>の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。更には、災害発生時は自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、<u>「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化</u>により、<u>恵庭のまち全体としての</u>防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り</p>	<p>条例の表現と統一（北海道）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正（北海道）</p> <p>北海道胆振東部地震の検証に基づく修正（恵庭市）</p>

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 2

<p>1-1</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 恵庭市の地勢と災害の概要</p> <p>第1節 自然条件</p> <p>(略)</p> <p>2 地震被害の状況 (北海道)</p> <p>北海道で記録が残っている被害地震は、1611年(慶長16年)の三陸沖地震以来、約390年間に100回以上発生しており、昭和20年以降においても、1952年(昭和27年)及び1968年(昭和43年の十勝沖地震、1960年(昭和35年)のチリ地震津波、1973年(昭和48年)の根室半島沖地震、1982年(昭和57年)の浦河沖地震、1983年(昭和58年)の日本海中部地震、1993年(平成5年)1月の釧路沖地震、同年7月の北海道南西沖地震、1994年(平成6年)10月の北海道東方沖地震、2003年(平成15年)9月26日の十勝沖地震と大きな被害を及ぼした大地震(津波)が発生している。</p> <p>特に、北海道南西沖地震では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となった。</p> <p>なお、本市における地震災害は、下記のとおりである。</p>	<p>入れた防災体制の確立を図る必要がある。</p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 恵庭市の地勢と災害の概要</p> <p>第1節 自然条件</p> <p>(略)</p> <p>2 地震被害の状況 (北海道)</p> <p>北海道で記録が残っている被害地震は、1611年(慶長16年)の三陸<u>はるか</u>沖地震以来、約<u>410</u>年間に100回以上発生しており、昭和20年以降においても、1952年(昭和27年)の<u>十勝沖地震</u>、<u>「1968年十勝沖地震」</u>、1960年(昭和35年)の<u>「チリ地震津波」</u>、<u>「1973年6月17日根室半島沖地震」</u>、<u>「昭和57年(1982年)浦河沖地震」</u>、<u>「昭和58年(1983年)日本海中部地震」</u>、<u>「平成5年(1993年)釧路沖地震」</u>、<u>「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」</u>、<u>「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」</u>と大きな被害を及ぼした大地震(津波)が発生している。</p> <p>特に、<u>「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」</u>では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となった。</p> <p>なお、本市における地震災害は、下記のとおりである。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)</p> <p>幹事会意見による修正(札幌管区气象台)</p>	
---	--	---	--

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 2

2-6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日 地震災害名</th> <th>震源</th> <th>規模</th> <th>恵庭市内 の 最大震度</th> <th>被害状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」</td> <td>青森県東方 沖</td> <td>7.9</td> <td>当時震度 観測地点 なし</td> <td>被害額 6,262 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地 震」</td> <td>十勝沖</td> <td>8.0</td> <td>4</td> <td>重症 1 名骨折</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内 の 最大震度	被害状況等	昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」	青森県東方 沖	7.9	当時震度 観測地点 なし	被害額 6,262 千円	平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地 震」	十勝沖	8.0	4	重症 1 名骨折	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日 地震災害名</th> <th>震源</th> <th>規模</th> <th>恵庭市内 の 最大震度</th> <th>被害状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」</td> <td>青森県東方 沖</td> <td>7.9</td> <td>当時震度 観測地点 なし</td> <td>被害額 6,262 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地 震」</td> <td>十勝沖</td> <td>8.0</td> <td>4</td> <td>重症 1 名骨折</td> </tr> <tr> <td><u>平成 30 年 9 月 6 日</u> <u>(平成 30 年北海道胆振</u> <u>東部地震)</u></td> <td><u>胆振地方中</u> <u>東部</u></td> <td><u>6.7</u></td> <td><u>5 強</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内 の 最大震度	被害状況等	昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」	青森県東方 沖	7.9	当時震度 観測地点 なし	被害額 6,262 千円	平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地 震」	十勝沖	8.0	4	重症 1 名骨折	<u>平成 30 年 9 月 6 日</u> <u>(平成 30 年北海道胆振</u> <u>東部地震)</u>	<u>胆振地方中</u> <u>東部</u>	<u>6.7</u>	<u>5 強</u>		<p>幹事会意見によ る修正（<u>札幌管 区气象台</u>）</p>
	発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内 の 最大震度	被害状況等																																	
昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」	青森県東方 沖	7.9	当時震度 観測地点 なし	被害額 6,262 千円																																		
平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地 震」	十勝沖	8.0	4	重症 1 名骨折																																		
発生年月日 地震災害名	震源	規模	恵庭市内 の 最大震度	被害状況等																																		
昭和 43 年 5 月 16 日 「1968 年十勝沖地震」	青森県東方 沖	7.9	当時震度 観測地点 なし	被害額 6,262 千円																																		
平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地 震」	十勝沖	8.0	4	重症 1 名骨折																																		
<u>平成 30 年 9 月 6 日</u> <u>(平成 30 年北海道胆振</u> <u>東部地震)</u>	<u>胆振地方中</u> <u>東部</u>	<u>6.7</u>	<u>5 強</u>																																			
<p>(略)</p> <p>第 2 節 災害の想定</p> <p>1 北海道地方における地震の想定</p>	<p>(略)</p> <p>第 2 節 災害の想定</p> <p>1 北海道地方における地震の想定</p>																																					
2-7	<p>北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近 や (略)</p> <p>2 被害の予測</p> <p>(略)</p> <p>(※2) 1.7 の内陸型地震</p>	<p>北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ<u>沈み</u>込むプレート境界付近 や (略)</p> <p>2 被害の予測</p> <p>(略)</p> <p>(※2) 1.7 の内陸型地震</p>	<p>幹事会意見によ る修正（<u>札幌管 区气象台</u>）</p>																																			
2-8	<p>(略)、網走・紋別沖（網走沖、紋別沖）</p> <p>(略)</p> <p>第 3 章 防災体制</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 地震に関する情報</p>	<p>(略)、<u>オホーツク海</u>（網走沖・紋別沖）</p> <p>(略)</p> <p>第 3 章 防災体制</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 地震に関する情報</p>		<p>幹事会意見によ る修正（<u>札幌管 区气象台</u>）</p>																																		

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 2

<p>3-4</p> <p>3-4</p>	<p>1 気象庁が発表する地震情報</p> <p>(1) 緊急地震情報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する <u>とともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。</u></p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>札幌管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1" data-bbox="356 1260 1335 1827"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報	(略)			各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表	<p>1 気象庁が発表する地震情報</p> <p>(1) 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。 <u>このため</u>、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1" data-bbox="1469 1260 2359 1837"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの <u>検知</u>時刻を速報</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を速報	(略)			各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</u>	<p>幹事会意見による修正（札幌管区気象台）</p> <p>幹事会意見による修正（札幌管区気象台）</p>
種類	発表基準	内容																									
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報																									
(略)																											
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表																									
種類	発表基準	内容																									
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を速報																									
(略)																											
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</u>																									

3-5 ア 地震解説資料

担当区域で津波警報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料。

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。

気象庁本庁及び管区气象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

(4) 地震、津波に関する情報に用いる地域名称及び震央地名

ア 緊急地震速報、地震情報の発表に用いる地域名称

(略)

長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページに記載)。
----------------	--------	--

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

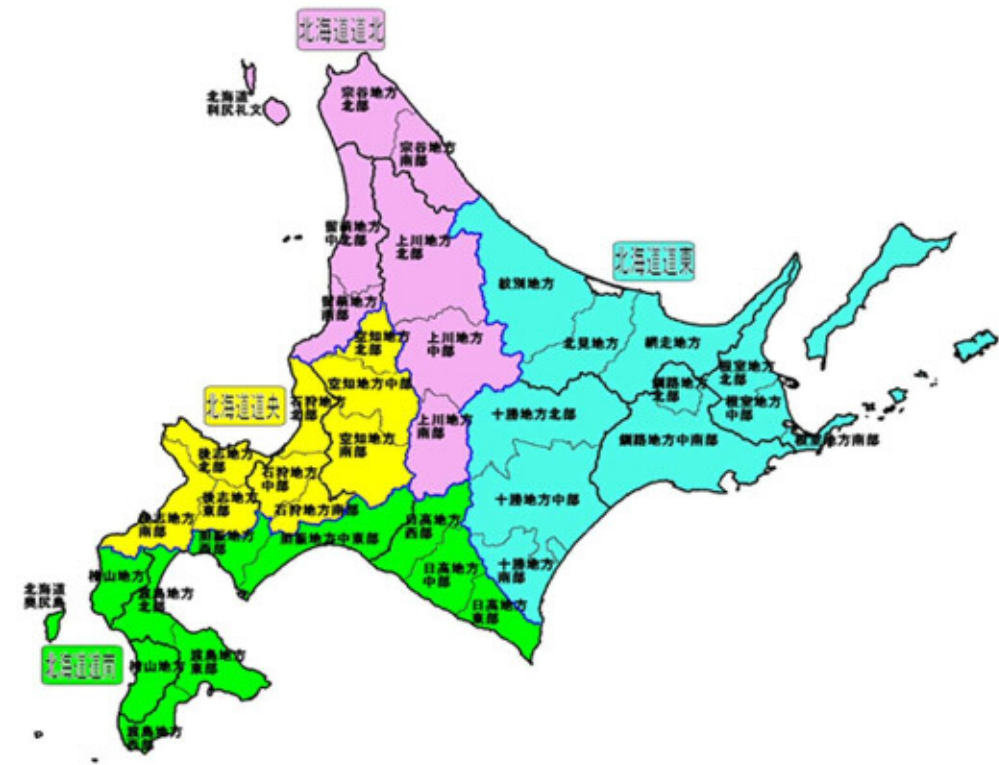
※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(4) 地震、津波に関する情報に用いる地域名称及び震央地名

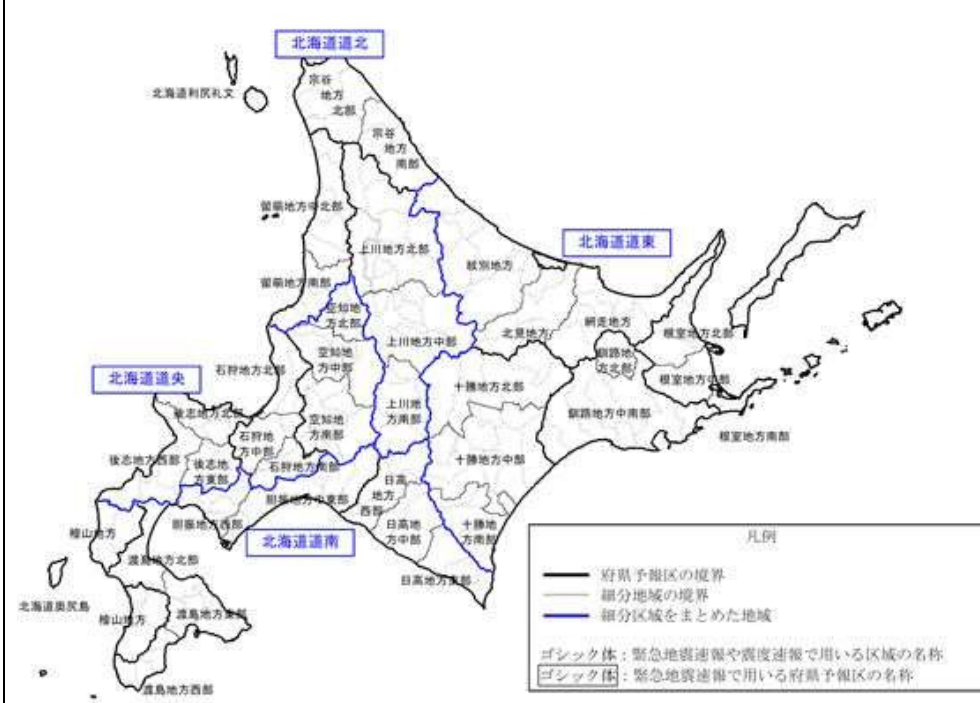
ア 緊急地震速報、地震情報の発表に用いる地域名称

幹事会意見による修正(札幌管区气象台)

3-6

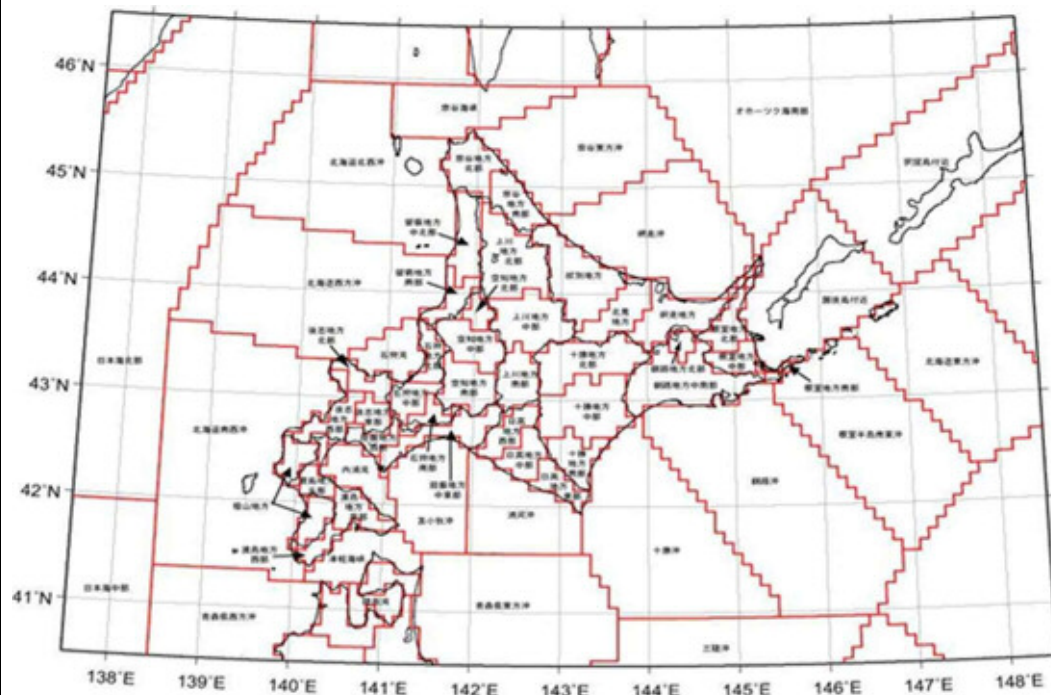


イ 震央地名

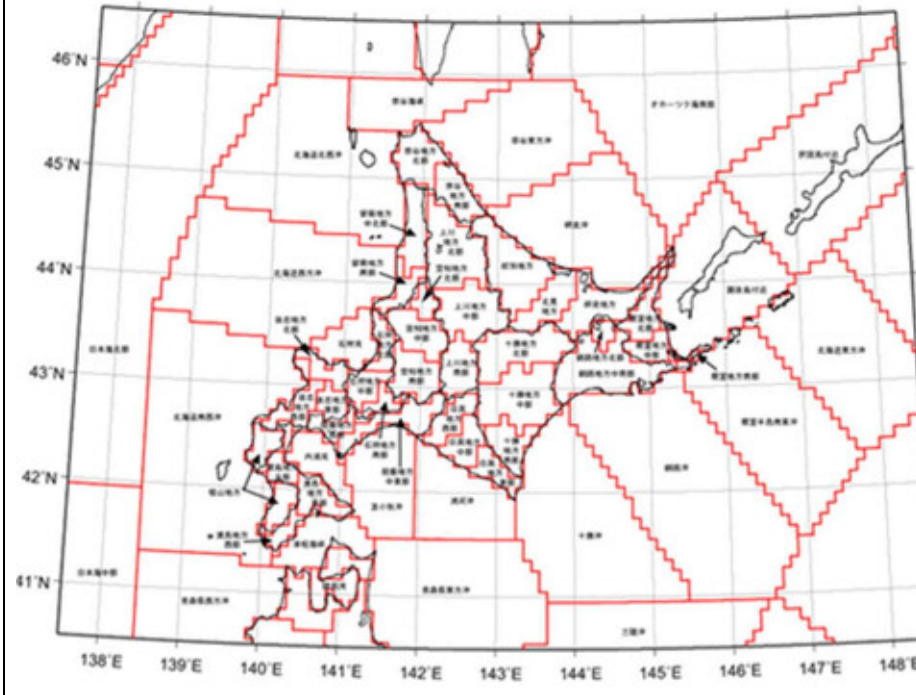


イ 震央地名

3-6



第4章 災害予防計画  
(略)  
第1節 市民の心構え



第4章 災害予防計画  
(略)  
第1節 市民の心構え

幹事会意見による修正 (札幌管区气象台)

幹事会意見による修正 (札幌管区气象台)

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 2

	<p>(略)</p> <p>1 家庭における措置</p> <p>(1) 平常時の心得</p> <p>(略)</p> <p>カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 地震に強いまちづくり推進計画</p> <p>(略)</p> <p>4-5 (新設)</p>	<p>(略)</p> <p>1 家庭における措置</p> <p>(1) 平常時の心得</p> <p>(略)</p> <p>カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保</u>をする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 地震に強いまちづくり推進計画</p> <p>(略)</p> <p>6 <u>物資及び防災資機材等の整備・確保</u></p> <p>市及び関係機関、道は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調達等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。</p> <p>その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</p> <p><u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(以降、番号繰り下げ)</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (北海道)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 (北海道)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 (北海道)</p>
--	---	---	---

<p>4-16</p>	<p>(略)</p> <p>第12節 建築物等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 建築物の防災対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 既存建築物の耐震化の促進</p> <p>市及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。また、市及び道は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) ブロック塀等の倒壊防止</p> <p>市及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を</p>	<p>(略)</p> <p>第12節 建築物等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 建築物の防災対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 既存建築物の耐震化の促進</p> <p>市及び道は、<u>現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。</u></p> <p><u>更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) ブロック塀等の倒壊防止</p> <p>市及び道は、<u>地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに</u></p>	<p>北海道耐震改修促進計画との整合性による修正 (北海道)</p> <p>北海道耐震改修促進計画との整</p>
<p>4-16</p>	<p>市及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を</p>	<p>市及び道は、<u>地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに</u></p>	<p>北海道耐震改修促進計画との整</p>



恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 2

<p>4-17</p>	<p>行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 液状化災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 北海道等の現況</p> <p>液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震(1995年)においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。</p> <p>北海道においては、十勝沖地震(1968年)による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。釧路沖地震(1993年)、北海道南西沖地震(1993年)、北海道東方沖地震(1994年)においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。</p> <p>最近では、十勝沖地震(2003年)において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。</p>	<p><u>に、新規に施工、設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第14節 液状化災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 北海道等の現況</p> <p>液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、<u>「新潟地震」</u>(1964年)を契機として、認識されたところである。<u>「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」</u>においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。</p> <p>北海道においては、<u>「1968年十勝沖地震」</u>による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。</p> <p><u>「平成5年(1993年)釧路沖地震」</u>、<u>「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」</u>、<u>「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」</u>においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。</p> <p>最近では、<u>「平成15年(2003年)十勝沖地震」</u>において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。</p> <p><u>また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、</u></p>	<p>合性による修正 (北海道)</p> <p>幹事会意見による修正 (札幌管区气象台)</p>
-------------	---	---	--

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

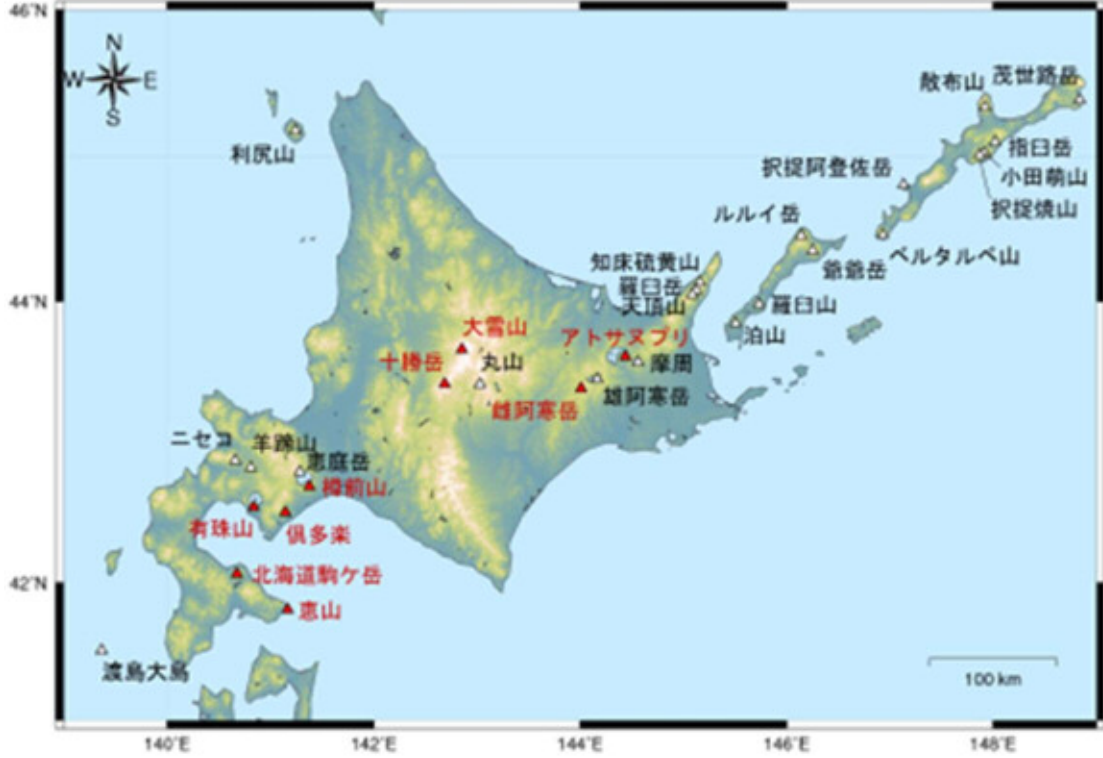
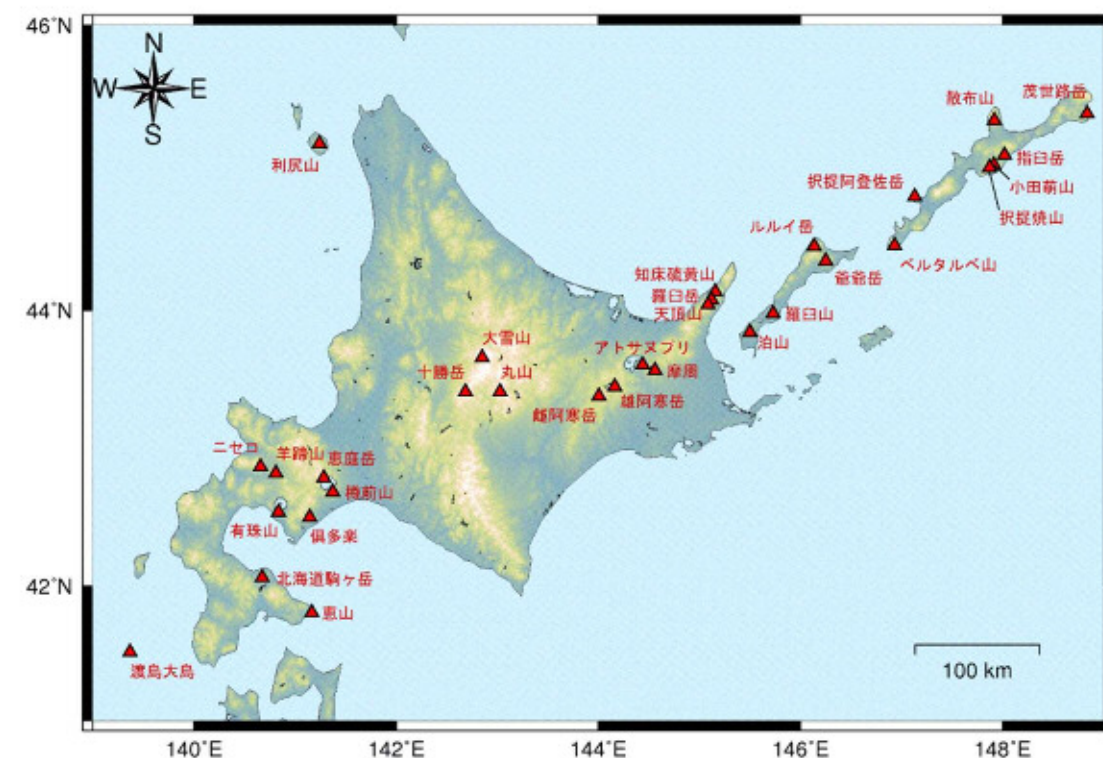
資料 1 - 2

<p>4-19</p>	<p>第 1 6 節 業務継続計画の策定</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市、道及び防災関係機関は、避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（地域コミュニティFM放送）、携帯電話（メール機能）、ワンセグ等、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 被害状況報告</p> <p>(略)</p> <p>【参考】</p> <p>《J-ALERTとは》</p>	<p><u>港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。</u></p> <p>第 1 6 節 業務継続計画の策定</p> <p><u>本節については、一般災害対策編第 4 章第 1 8 節「業務継続計画」を準用するものとする。</u></p> <p>第 5 章</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市、道及び防災関係機関は、避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、北海道防災情報システムの<u>メールサービスやLアラート（災害時情報共有システム）</u>、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（地域コミュニティFM放送）、携帯電話（メール機能）、ワンセグ等、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 被害状況報告</p> <p>(略)</p> <p>【参考】</p> <p>《J-ALERTとは》</p>	<p>一般災害対策編 に掲載するため (恵庭市)</p> <p>標記の統一（北海道）</p>
-------------	--	---	--

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 2

5-5	<p>(略)</p> <p>1 放送内容</p> <p>緊急地震速報（恵庭市内に震度 4 以上の地震が発生すると予測された場合）のほか、有事関連情報。</p>	<p>(略)</p> <p>1 放送内容</p> <p>緊急地震速報（<u>最大震度 5 弱以上の揺れが予想され、石狩地方南部</u>に震度 <u>4</u> 以上の地震が発生すると予測された場合）のほか、有事関連情報。</p>	<p>幹事会意見による修正（<u>札幌管区</u>气象台）</p>
-----	---	--	-----------------------------------

頁	現行	改正（案）	変更の必要性等
2-1	<p>第2章 火山の概況と災害想定</p> <p>第1節 火山の概況</p> <p>(略)</p> <p>(活火山分布図)</p>  <p>第3章 防災体制</p> <p>(略)</p> <p>第1節 恵庭市災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>2 本部の設置基準</p>	<p>第2章 火山の概況と災害想定</p> <p>第1節 火山の概況</p> <p>(略)</p> <p>(活火山分布図)</p>  <p>第3章 防災体制</p> <p>(略)</p> <p>第1節 恵庭市災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>2 本部の設置基準</p>	<p>幹事会意見による修正（札幌管区气象台）</p>

# 恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

資料1-3

3-1 市長は、噴火警報及び予報が発表されたときは、災害対策本部（状況に応じ災害警戒本部）を設置する。

市長は、噴火警報が発表されたときは、災害対策本部（状況に応じ災害警戒本部）を設置する。

幹事会意見による修正（札幌管区気象台）

## 第3節 火山現象に関する情報

## 第3節 火山現象に関する情報

(略)

(略)

## 2 噴火警報・噴火予報の種類と火山活動の状況及び噴火警戒レベル・キーワード

## 2 噴火警報・噴火予報の種類と火山活動の状況及び噴火警戒レベル・キーワード

### 3-6 【樽前山の噴火警戒レベル】

### 【樽前山の噴火警戒レベル】

幹事会意見による修正（札幌管区気象台）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特 報 警 報	噴火警報 (居住地域)	居住地域 及び それより 火口周	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要。	・大規模噴火が発生し、火砕流が居住地域まで到達、あるいは切迫している 【過去事例】 1667年及び1739年：大規模噴火、噴石が火口から概ね4kmまで飛散、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積 ・中～大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 観測事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・中規模噴火の頻発等により、火砕流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし ・噴発時に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし
警 報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・中規模噴火が発生し、噴石が概ね3km以内に飛散、あるいは火砕流が谷沿いに流下 【過去事例】 1874年及び1909年：中規模噴火、噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大8km幅まで到達(1874年)、火山灰等が山麓で厚さ数cmに堆積 ・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし
		火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小規模噴火が発生し、山頂火口内外に噴石飛散 【過去事例】 1909年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に噴石飛散 ・地震活動や熱活動の高まり等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2002年～2003年 山頂噴気孔等で急激な熱活動の高まり 1999年 山頂火口で急激な熱活動の高まり 1997年～2001年 地震活動の活発化
予 報	噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が懸念される(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する噴火の噴出の可能性あり

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特 報 警 報	噴火警報 (居住地域)	居住地域 及び それより 火口周	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要。	・大規模噴火が発生し、火砕流が居住地域まで到達、あるいは切迫している 【過去事例】 1667年及び1739年：大規模噴火、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積 ・中～大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 観測事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・中規模噴火の頻発等により、火砕流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし ・噴発時に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし
警 報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・中規模噴火が発生し、噴石が概ね3km以内に飛散、あるいは火砕流が谷沿いに流下 【過去事例】 1874年及び1909年：中規模噴火、噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大8km幅まで到達(1874年)、火山灰等が山麓で厚さ数cmに堆積 ・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし
		火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小規模噴火が発生し、山頂火口内外に噴石飛散 【過去事例】 1909年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に噴石飛散 ・地震活動や熱活動の高まり等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 1999年 山頂火口で急激な熱活動の高まり 1997年～2001年 地震活動の活発化 1991年1～2月 地震活動の活発化
予 報	噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が懸念される(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する噴火の噴出の可能性あり

注1) ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。  
注2) 大規模噴火とは、噴煙が1万m以上上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。  
注3) 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、噴石が火口から2～3kmまで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。  
注4) 小規模噴火とは、噴煙が1,000m以下まで上がり、噴石が山頂火口内外に飛散するような噴火である。

注1) 「大きな噴石」とは、概ね20～30m以上の、風の影響をほとんど受けずに飛散するものを含む。  
注2) 大規模噴火とは、噴煙が1万m以上上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。  
注3) 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、噴石が火口から2～3kmまで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。  
注4) 小規模噴火とは、噴煙が1,000m以下まで上がり、噴石が山頂火口内外に飛散するような噴火である。

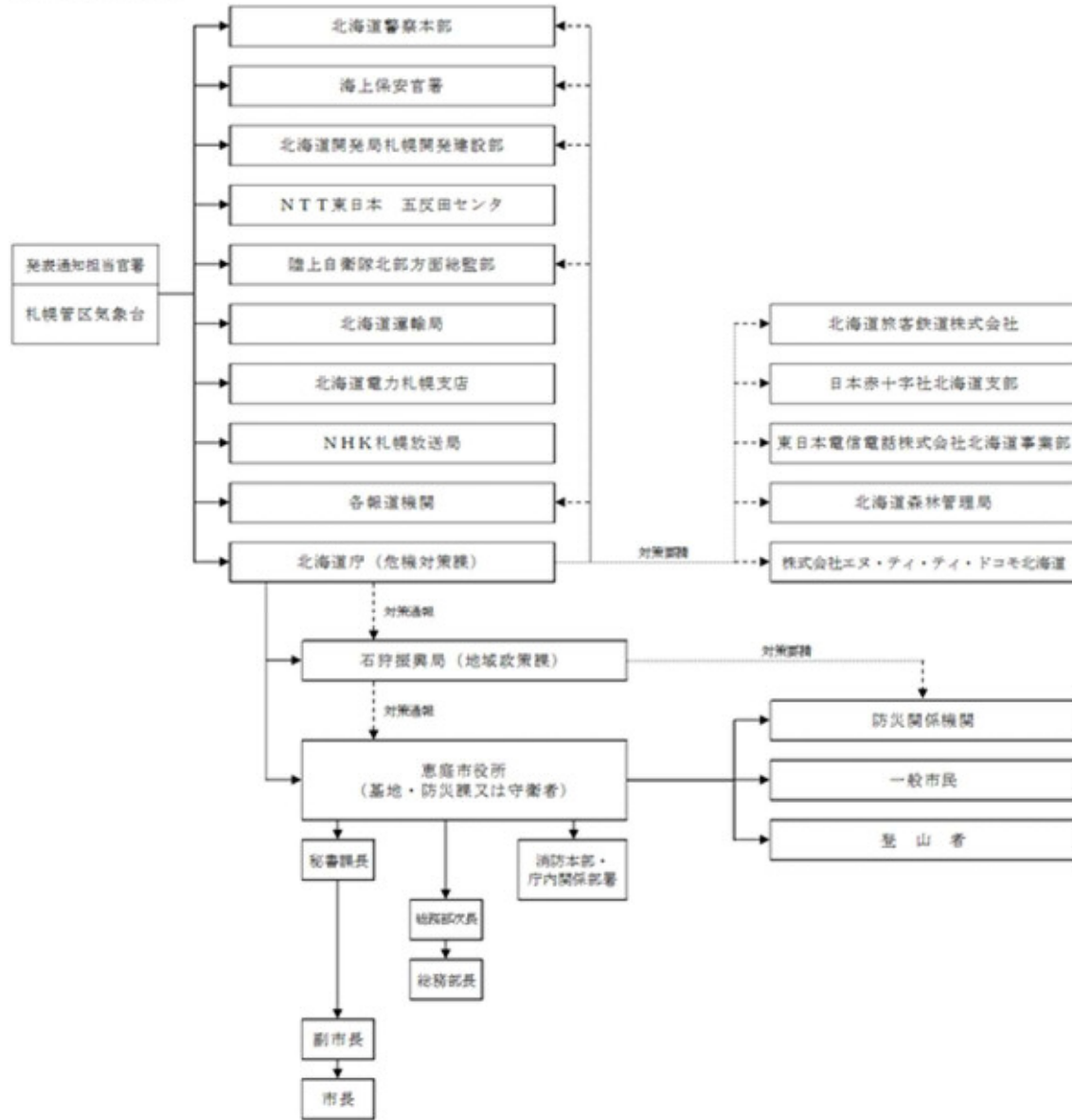
恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 3

<p>3-7</p> <p>3-10</p>	<p>3 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、<u>火山活動を 24 時間体制で観測・監視している火山を対象に</u>発表する。</p> <p>(略)</p> <p>1 0 異常現象発見者の通報義務及び通報先</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="281 714 1365 1186"> <thead> <tr> <th>通 報 先</th> <th>通 報 手 段</th> <th>通 報 す べ き 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区気象台 (地震火山監視・警報センター) (011-611-2421)</td> <td>○ 一般加入電話</td> <td rowspan="2">① 異常現象の発見日時及び場所 ② 異常現象の種類、内容、程度その他 ③ 発見者の住所・氏名・連絡方法 ④ その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局 地域政策課 (011-204-5818)</td> <td>○ 一般加入電話 ○ 北海道総合行政情報ネットワーク</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 1 噴火警報及び噴火予報の伝達</p> <p>(略)</p>	通 報 先	通 報 手 段	通 報 す べ き 内 容	札幌管区気象台 (地震火山監視・警報センター) (011-611-2421)	○ 一般加入電話	① 異常現象の発見日時及び場所 ② 異常現象の種類、内容、程度その他 ③ 発見者の住所・氏名・連絡方法 ④ その他必要な事項	石狩振興局 地域政策課 (011-204-5818)	○ 一般加入電話 ○ 北海道総合行政情報ネットワーク	<p>3 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</p> <p>(略)</p> <p>1 0 異常現象発見者の通報義務及び通報先</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1394 714 2522 1071"> <thead> <tr> <th>通 報 先</th> <th>通 報 手 段</th> <th>通 報 す べ き 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区気象台 (<u>地域</u>火山監視・警報センター) (011-611-2421)</td> <td>○ 一般加入電話</td> <td rowspan="2">① 異常現象の発見日時及び場所 ② 異常現象の種類、内容、程度その他 ③ 発見者の住所・氏名・連絡方法 ④ その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局 地域政策課 (011-204-5818)</td> <td>○ 一般加入電話 ○ 北海道総合行政情報ネットワーク</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 1 噴火警報及び噴火予報の伝達</p> <p>(略)</p>	通 報 先	通 報 手 段	通 報 す べ き 内 容	札幌管区気象台 ( <u>地域</u> 火山監視・警報センター) (011-611-2421)	○ 一般加入電話	① 異常現象の発見日時及び場所 ② 異常現象の種類、内容、程度その他 ③ 発見者の住所・氏名・連絡方法 ④ その他必要な事項	石狩振興局 地域政策課 (011-204-5818)	○ 一般加入電話 ○ 北海道総合行政情報ネットワーク	<p>幹事会意見による修正 (札幌管区気象台)</p> <p>幹事会意見による修正 (札幌管区気象台)</p>
通 報 先	通 報 手 段	通 報 す べ き 内 容																	
札幌管区気象台 (地震火山監視・警報センター) (011-611-2421)	○ 一般加入電話	① 異常現象の発見日時及び場所 ② 異常現象の種類、内容、程度その他 ③ 発見者の住所・氏名・連絡方法 ④ その他必要な事項																	
石狩振興局 地域政策課 (011-204-5818)	○ 一般加入電話 ○ 北海道総合行政情報ネットワーク																		
通 報 先	通 報 手 段	通 報 す べ き 内 容																	
札幌管区気象台 ( <u>地域</u> 火山監視・警報センター) (011-611-2421)	○ 一般加入電話	① 異常現象の発見日時及び場所 ② 異常現象の種類、内容、程度その他 ③ 発見者の住所・氏名・連絡方法 ④ その他必要な事項																	
石狩振興局 地域政策課 (011-204-5818)	○ 一般加入電話 ○ 北海道総合行政情報ネットワーク																		

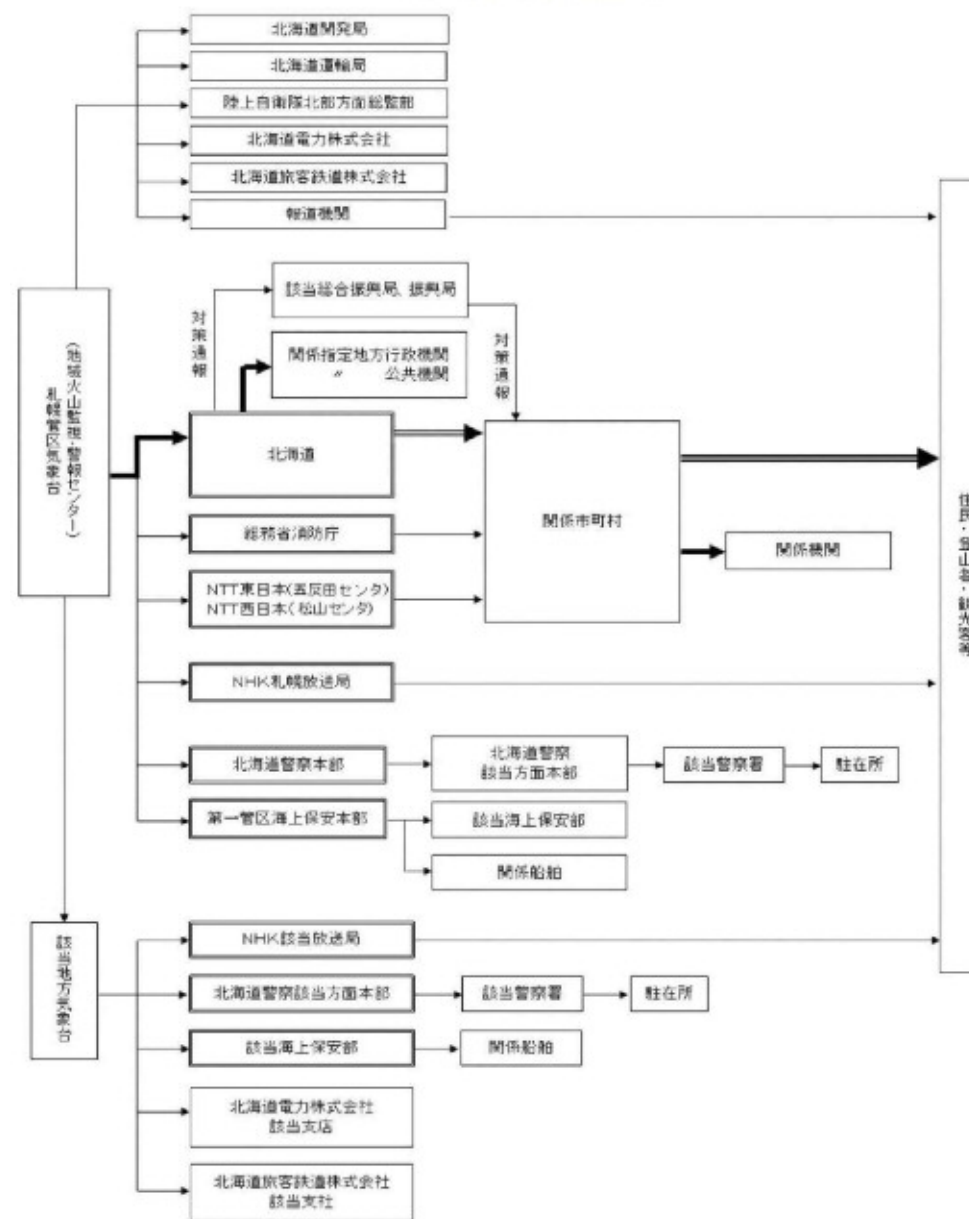
3-11

【噴火警報等伝達系統図】



※ 気象官署の法定伝達機関は、北海道警察本部、海上保安官署、NHK放送局、NTT東日本・NTT西日本、北海道である。  
 ※ 北海道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。  
 ※ NHK放送局は直ちに通知された事項を放送しなければならない。  
 ※ NTT東日本・NTT西日本は直ちに関係市町村に通知しなければならない。  
 ※ 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急通報メール」が配信される。

噴火警報等伝達系統図



□ (二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づき法定伝達機関。  
 → (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路。  
 ⇒ (二重線)は、  
 ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等  
 ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の21による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。  
 ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。  
 ※ 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急通報メール」が配信される。  
 ※ 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり

幹事会意見による修正 (札幌管区气象台)

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 3

4-1	第4章 災害予防計画	第4章 災害予防計画	幹事会意見による修正（ <u>札幌管区気象台</u> ）												
	第1節 観測及び調査研究	第1節 観測及び調査研究													
	1 火山観測体制	1 火山観測体制													
	(1) 担当官署及び観測機器	(1) 担当官署及び観測機器													
	恵庭市周辺の常時観測火山の観測体制	恵庭市周辺の常時観測火山の観測体制													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>担当官署名</th> <th>観測機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樽前山</td> <td>札幌管区気象台 (地震火山監視・警報センター)</td> <td>地震計、監視カメラ、 GNSS、空振計、傾斜計</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	担当官署名	観測機器	樽前山	札幌管区気象台 (地震火山監視・警報センター)	地震計、監視カメラ、 GNSS、空振計、傾斜計	<table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>担当官署名</th> <th>観測機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樽前山</td> <td>札幌管区気象台 (<u>地域</u>火山監視・警報センター)</td> <td>地震計、監視カメラ、 GNSS、空振計、傾斜計</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	担当官署名	観測機器	樽前山	札幌管区気象台 ( <u>地域</u> 火山監視・警報センター)	地震計、監視カメラ、 GNSS、空振計、傾斜計	
火山名	担当官署名	観測機器													
樽前山	札幌管区気象台 (地震火山監視・警報センター)	地震計、監視カメラ、 GNSS、空振計、傾斜計													
火山名	担当官署名	観測機器													
樽前山	札幌管区気象台 ( <u>地域</u> 火山監視・警報センター)	地震計、監視カメラ、 GNSS、空振計、傾斜計													